

Sugiyama

令和7年度

事業計画書

学校法人 椋山女学園

目 次

1	教育理念「人間になろう」と本年度の方針	1
I.	令和7年度事業計画を策定するに当たって.....	1
2	学園に関する事項	2
I.	設置する学校等の概要.....	2
II.	沿革.....	3
III.	令和7年度の重点事項.....	5
IV.	事務局.....	6
V.	保育園.....	9
VI.	センター等.....	13
3	相山女学園大学に関する事項	16
I.	中長期計画.....	16
II.	教育事業.....	17
III.	学生生活支援.....	30
IV.	研究事業.....	32
V.	国際交流.....	34
VI.	学術情報.....	35
VII.	社会貢献・社会連携事業.....	37
VIII.	学生募集・入試改革.....	40
IX.	管理運営.....	41
4	相山女学園高等学校・中学校に関する事項	42
I.	令和7年度の基本方針.....	42
II.	教育活動.....	42
III.	生徒指導.....	43
IV.	進路指導.....	44
V.	キャリア教育.....	44
VI.	安全管理.....	45
VII.	保健管理.....	45
VIII.	職員研修.....	45
IX.	保護者・地域住民等との連携・協力活動.....	46
X.	施設設備.....	46
XI.	図書館活動.....	46
XII.	生徒募集計画.....	47

5	相山女学園大学附属小学校に関する事項	48
I.	令和7年度の基本方針	48
II.	教育活動	48
III.	生活指導	50
IV.	キャリア教育	50
V.	安全管理	50
VI.	保健管理	50
VII.	組織運営	51
VIII.	職員研修	51
IX.	学校評価	51
X.	保護者・地域住民等との連携	51
XI.	施設設備	52
XII.	児童募集計画	52
6	相山女学園大学附属幼稚園に関する事項	53
I.	令和7年度の基本方針	53
II.	教育目標・教育課程	53
III.	安全管理・保健管理	55
IV.	保護者との連携	55
V.	地域への開放・発信・連携	56
VI.	教育相談体制	56
VII.	組織運営	56
VIII.	職員研修	56
IX.	施設設備	57
X.	特別支援・他機関との連携	57
XI.	園児募集計画	57
7	相山女学園大学附属相山こども園に関する事項	59
I.	令和7年度の基本方針	59
II.	教育・保育目標	59
III.	安全管理・保健管理	61
IV.	保護者との連携	62
V.	地域への開放・発信・連携	63
VI.	子育て支援の体制	63
VII.	組織運営	63
VIII.	職員研修	63
IX.	施設設備	63
X.	発達支援・他機関との連携	64
XI.	園児募集計画	64

1. 教育理念「人間になろう」と本年度の方針

I. 令和7年度事業計画を策定するに当たって

相山女学園は「人間になろう」の理念の下、時代に応じて変化しつつも、一貫して「女性により高い教育の機会を提供する」ことを目指して、努力を続けてきた。今日では、女性が社会で働くことは当然視されるようになっているが、女性の社会参画という観点からみると、課題もまだ多い。女子総合学園としては、このような状況を変えていき、女性がこれまでよりも社会や企業的意思決定に参加し、責任ある仕事に就くことを推進することに、今まで以上に取り組むべきであろう。

「人間になろう」という教育理念には、人間性の尊重、協働の重視、主体性への志向という3つの信念が反映している。上記のような、意思決定に参画し責任ある役割を社会で果たしていく女性を育てていくことを目指す教育機関として、主体性・能動性への志向は、特に重視すべき観点となっている。世界中の人々が人間性を尊重し協働する社会を目指して、「人間になろう」の「なろう」という言葉にこめられた主体性・能動性を重視し、園児、児童、生徒、学生が様々な活動に自ら関わることができるよう、学園全体をあげて取り組んでいきたい。そして、現代を生きる女性が社会で多様な役割を担う上で必要とされる、教養と実践性を備えた教育を提供し、園児、児童、生徒、学生が、生涯充実した社会生活を送ることができる力を付けられるよう、丁寧に支援していくことを目標とする。

少子化による潜在的な園児、児童、生徒、学生の縮小や、ここ数年間にわたる大学の志願者の大幅減など、学園経営をめぐる環境は厳しさを増してきている。だが、ここで縮小均衡を目指すことは、さらなる志願者減の負のスパイラルに入ることを意味しており、学園の将来を危うくすることにつながると認識している。そこで、学園の魅力向上に向けた取組が、今までよりも必要になってきているという認識を引き続き共有したい。そして、令和6年度からスタートした本学園の事業に関する中期的な計画に基づきつつ、これまでよりも積極的に、学園の教育内容とハードウェアの充実や、教育機関としてのアイデンティティの確立、そして志願者確保のための活動に取り組んでいくこととする。

以上の方向性をふまえ、上で述べた教育理念の具現化を図るため、特に以下の4点の基本方針を掲げて事業を行う。

- ① 現代における女子教育の意義を明確にしなが、特に主体性・能動性を志向して、学園の教育理念である「人間になろう」を実現すべく、時代に合った人材育成を進めていく。
- ② 女子総合学園、総合大学のメリットを生かす一貫教育、連携教育を行い、教育並びに研究の充実を図る。特に、リカレント教育や働く女性のネットワーク構築に関わり、トータルライフデザインをふまえた学び続ける環境づくりに積極的に取り組む。
- ③ 健全な財政を維持して経営の安定化を確保しつつ、学園の教育内容とハードウェアの充実や、教育機関としてのアイデンティティの確立などの、学園の魅力を上昇させるための積極的な取り組みを推進する。
- ④ 教職員が協働することにより、一体感のある風通しの良い学園運営を行う。

2. 学 園 に 関 す る 事 項

I. 設置する学校等の概要

相山女学園大学・大学院

(令和7年4月1日現在)

相山女学園大学 大学院	研究科・専攻等		入学定員	編入学定員	収容定員
	生活科学研究科	食品栄養科学専攻（修士課程）	6	—	12
生活環境学専攻（修士課程）		6	—	12	
人間生活科学専攻（博士後期課程）		3	—	9	
研究科計		15	—	33	
人間関係学研究科	人間関係学専攻（修士課程）	20	—	40	
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻（修士課程）	5	—	10	
教育学研究科	教育学専攻（修士課程）	6	—	12	
合 計		46	—	95	

相山女学園大学	学部・学科	入学定員	編入学定員		収容定員
			2年次	3年次	
生活科学部	管理栄養学科	120	—	—	480
	生活環境デザイン学科	137	2	2	558
	学部計	257	2	2	1,038
国際コミュニケーション学部	国際言語コミュニケーション学科	—	—	10	250
	表現文化学科	—	—	10	210
	学部計	0	—	20	460
外国語学部	英語英米学科	115	—	—	230
	国際教養学科	85	—	—	170
	学部計	200	—	—	400
人間関係学部	人間関係学科	—	—	2	204
	心理学科	110	2	3	452
	人間共生学科	90	—	—	180
	学部計	200	2	5	836
文化情報学部	文化情報学科	—	—	2	244
	メディア情報学科	—	—	2	204
	学部計	0	—	4	448
情報社会学部	情報デザイン学科	100	—	—	200
	現代社会学科	120	—	—	240
	学部計	220	—	—	440
現代マネジメント学部	現代マネジメント学科	190	—	—	740
教育学部	子ども発達学科	170	2	3	692
看護学部	看護学科	110	—	—	420
合 計		1,347	6	34	5,474

専攻科（大学）

専攻科	入学定員	収容定員
公衆衛生看護学専攻科	5	5

梶山女学園高等学校、梶山女学園中学校、梶山女学園大学附属小学校、梶山女学園大学附属幼稚園、
梶山女学園大学附属梶山こども園、梶山女学園大学附属保育園

(令和7年4月1日現在)

学校等	収容定員
梶山女学園高等学校（全日制課程普通科）	1,200
梶山女学園中学校	900
梶山女学園大学附属小学校	480
梶山女学園大学附属幼稚園	290
梶山女学園大学附属梶山こども園	126
梶山女学園大学附属保育園	30

II. 沿革

- 明治38（1905）年 名古屋裁縫女学校開校
- 大正 5（1916）年 梶山高等女学校併設設置認可
- 大正 6（1917）年 梶山高等女学校開校
- 大正12（1923）年 梶山第二高等女学校設立認可
- 大正13（1924）年 梶山第二高等女学校を開校 梶山高等女学校は、梶山第一高等女学校と改称
- 大正14（1925）年 名古屋裁縫女学校を梶山女学校と改称
- 昭和 4（1929）年 財団法人梶山女学園認可、梶山女子専門学校設立認可
- 昭和 5（1930）年 梶山女子専門学校開校
- 昭和 6（1931）年 梶山第二高等女学校を梶山女子専門学校附属高等女学校と改称
- 昭和12（1937）年 梶山女子商業学校開校（梶山女学校廃止）
- 昭和17（1942）年 梶山女子専門学校附属幼稚園開園
- 昭和22（1947）年 梶山中学校開校
- 昭和23（1948）年 梶山第一高等女学校、梶山女子専門学校附属高等女学校、梶山女子商業学校を
梶山女学園高等学校に組織変更 梶山中学校を梶山女学園中学校と改称
- 昭和24（1949）年 梶山女学園大学（家政学部食物学科、被服学科）開学
- 昭和25（1950）年 梶山女子専門学校附属幼稚園を梶山女学園大学附属幼稚園と改称
- 昭和26（1951）年 学校法人梶山女学園に組織変更認可
梶山女子専門学校廃止
- 昭和27（1952）年 梶山女学園大学附属小学校開校
- 昭和43（1968）年 梶山女学園大学家政学部食物学科専攻分離（食物学専攻、管理栄養士専攻）
- 昭和44（1969）年 梶山女学園大学短期大学部（文学科）開学
- 昭和47（1972）年 梶山女学園大学文学部（国文学科、英文学科）開設
- 昭和52（1977）年 梶山女学園大学大学院家政学研究科（修士課程）開設
- 昭和62（1987）年 梶山女学園大学人間関係学部（人間関係学科）開設
梶山女学園総合クリエイティブセンター開設
- 平成 2（1990）年 梶山女学園大学家政学部被服学科に住居学コースを増設
- 平成 3（1991）年 梶山女学園大学家政学部を生活科学部に名称変更し、生活社会科学科を増設

	同学部食物学科を食品栄養学科に、被服学科を生活環境学科に、文学部英文学科を英語英米文学科にそれぞれ名称変更
平成 6 (1994) 年	椋山女学園大学家政学部食物学科管理栄養士専攻廃止
平成 7 (1995) 年	椋山女学園大学家政学部食物学科食物学専攻、同被服学科、文学部英文学科を廃止
平成 9 (1997) 年	椋山人間栄養学研究センター開設 (平成16年まで)
平成11 (1999) 年	椋山女学園大学大学院家政学研究科を生活科学研究科に、食物学専攻を食品栄養科学専攻に、被服学専攻を生活環境学専攻にそれぞれ名称変更、また文学部国文学科を日本語日本文学科に名称変更
平成12 (2000) 年	椋山女学園大学大学院人間関係学研究科 (修士課程) 開設 椋山女学園大学生活科学部食品栄養学科専攻分離 (食品栄養学専攻、管理栄養士専攻) 椋山女学園大学文化情報学部 (文化情報学科) 開設
平成13 (2001) 年	椋山女学園大学短期大学部閉学 椋山女学園オープンカレッジセンター開設
平成14 (2002) 年	椋山女学園大学大学院生活科学研究科人間生活科学専攻 (博士後期課程) 増設 椋山女学園大学人間関係学部臨床心理学科増設
平成15 (2003) 年	椋山女学園大学生活科学部生活環境学科を生活環境デザイン学科に名称変更 椋山女学園大学文学部日本語日本文学科及び英語英米文学科を国際コミュニケーション学部国際言語コミュニケーション学科及び表現文化学科に改組 椋山女学園大学生活科学部生活社会科学科を現代マネジメント学部現代マネジメント学科に改組
平成17 (2005) 年	椋山女学園創立100周年 椋山女学園椋山人間学研究センター開設
平成19 (2007) 年	椋山女学園大学教育学部 (子ども発達学科) 開設 椋山女学園大学生活科学部食品栄養学科を管理栄養学科に名称変更 椋山女学園大学人間関係学部臨床心理学科を心理学科に名称変更 椋山女学園大学生活科学部生活社会科学科廃止 椋山女学園食育推進センター開設
平成21 (2009) 年	椋山女学園大学文学部廃止 椋山女学園歴史文化館開設
平成22 (2010) 年	椋山女学園大学看護学部 (看護学科) 開設
平成23 (2011) 年	椋山女学園大学文化情報学部メディア情報学科増設
平成25 (2013) 年	椋山女学園高等学校の収容定員の変更 椋山女学園大学附属小学校の収容定員の変更
平成26 (2014) 年	椋山女学園大学生活科学部食品栄養学科及び人間関係学部臨床心理学科廃止 椋山女学園大学大学院現代マネジメント研究科 (修士課程) 開設 椋山女学園大学大学院教育学研究科 (修士課程) 開設
平成27 (2015) 年	椋山女学園大学附属保育園開園
平成31 (2019) 年	椋山女学園大学附属椋山こども園開園
令和 5 (2023) 年	椋山女学園大学人間学・ジェンダー研究センター開設
令和 6 (2024) 年	椋山女学園椋山人間学研究センター廃止 椋山女学園オープンカレッジセンター廃止 椋山女学園食育推進センター廃止

椋山女学園大学トータルライフデザインセンター開設
 椋山女学園大学国際コミュニケーション学部国際言語コミュニケーション学科
 及び表現文化学科を外国語学部英語英米学科及び国際教養学科に改組
 椋山女学園大学人間関係学部人間関係学科を人間共生学科に改組
 椋山女学園大学文化情報学部文化情報学科及びメディア情報学科を情報社会学
 部情報デザイン学科及び現代社会学に改組
 令和 7（2025）年 椋山女学園大学公衆衛生看護学専攻科開設

Ⅲ. 令和7年度の重点事項

1. 学園内の各学校・園における中期的ビジョンの具現化の促進

2019（令和元）年11月29日に制定の「学校法人椋山女学園の事業に関する中期的な計画（以下、「中期的な計画」という。）」は、次のサイクルの見直しを行い、2024（令和6）年3月22日に2024年4月から2029年3月までの5年間と定めた中期的な計画を新たに制定した。

各学校・園の基本方針、教育活動、生徒募集等、それぞれが掲げる中期的ビジョンに基づく各種行動計画について、着手する時期を含めてその具現化を図り、園児・児童・生徒・学生の育成や学習環境の充実に努める。

中期的な計画の2年目となる令和7年度は、令和6年度に引き続き、その目標達成に向けての各種方策について、より具体的かつ実効性のある実践を促進する。

2. 女子総合学園のメリットを生かす連携教育の展開及びトータルライフデザインを踏まえた継続的な学びの環境整備

これまで総合学園のメリットを生かし、学園内の各学校・園間において、各種の連携事業に取り組んできた。令和7年度は、こうした教育連携の更なる充実を図り、園児、児童、生徒、学生が所属している学校・園の枠を越えた豊かな学びを通じて交流し、様々な活動に主体的かつ能動的に関わることができる実践力の醸成を目指す。さらに、トータルライフデザインの考え方にに基づき、ライフステージごとの課題を乗り越え、生涯というタイムスパンで人生を設計する活動を支援し、学び続ける環境整備の充実を図る。

3. 椋山女学園大学中長期計画に基づく大学改革を推進

大学では学長のリーダーシップの下、大学運営会議を中心に「椋山女学園大学中長期計画（2020年4月～2030年3月）」及び「椋山女学園大学改革アクションプラン」に基づく様々な教育改革を継続的に行ってきた。

令和7年度は、「椋山女学園大学中長期計画（2020年4月～2030年3月）」の第Ⅱ期（2023年4月～2027年3月）実施計画に基づき、「椋山女学園大学改革アクションプラン」や、これまでの達成目標の未着手・継続項目への見直しと実行、加えて令和6年度実施の「自己点検・評価結果に基づく改善計画書」に示された行動計画に対する具体的な方策の実施に当たり、大学運営会議を中心に、各学部の教育内容検討会議や各種委員会、事務局の関係部署等が連携協力しながら大学改革を更に加速させていく。

また、第4期認証評価（令和7～13年度）においては、令和9年度に受審することになるが、評価機関をこれまでの大学基準協会から日本高等教育評価機構に認証評価機関を変更し、その新たな評価指標で自己点検・評価を実施した。令和7年度は、その結果を検証し、第4期認証評価に向けて、準備の充実を図る。加えて、大学における自己点検・評価の妥当性及び客観性の向上のための外部評価も計画的かつ継続的に実施する。その上で、各事業の推進・実行、評価及び計画を連動させるPDCAサイクルを恒常的に機能させる。

4. 星が丘キャンパスのリニューアル事業を推進

キャンパスの魅力の向上を目指して、2027年4月利用開始を目標に星が丘ボウル跡地の一角に大学の新しい顔となる校舎を建設する。令和7年度は、この校舎について、令和6年度に実施した設計をもとに、着工して工事を進めていく。並行して、星が丘キャンパスの既存施設のリニューアルについて検討し、その計画の一部に当たる校舎や食堂等のリノベーションを、令和7年度内に実施する。

IV. 事務局

1. 学園の社会的責任

(1) 教育の内部質保証のための取組

我が国における教育の振興に関する総合計画である第4期教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)等により、教育行政の基本的方向性は明確に打ち出されており、本学園も、これらに基づき、幼児教育の充実、質の高い学びを実現する教育環境の整備、各学校段階における継続的なPDCAサイクルの確立等に必要な体制の整備を進めていく。

また、各学校・園間における連携協力関係を更に深め、0歳児から大学院生までが集う総合学園の強みを生かした教育研究活動を推進するための教育環境及び組織体制の整備を継続して行っていく。

(2) 情報公開の取組

財務情報や教育情報等をはじめとする本学園の情報については、これまでもウェブサイト等で積極的に情報開示を進めてきた。令和7年度は、引き続き、学園、各学校・園のウェブサイトや大学ポートレート、その他各種媒体を活用して積極的かつ分かりやすく学園の情報を開示し、より多くの方に学園の教育研究活動に対する理解を深めてもらうことで、社会への説明責任を果たしていく。

(3) 法令遵守の取組

本学園では、法令等に基づく適切な管理運営を行うため、規程類の整備に努めている。

今後も関係法令の改正及び学内外の教育環境の変化に迅速かつ適切に対応するとともに、学園構成員が常に高い倫理観に基づき行動することができるよう諸規程の整備を図り、学園内の体制を整備していく。

2. IRに関する取組

本学園にはIR (Institutional Research) 機能があり、事務局各課に配置したIR室員から成る企画広報部IR室を設置している。令和7年度も引き続き、各部署の保有するデータの整備、蓄積、共有化を進め、IRシステムを組織的に構築し、大学運営に反映させる。

教職協働の大学IR室では、主に教育の内部質保証に関するデータ(教育IR)の分析に当たっている。令和7年度は、令和6年度から文部科学省の「全国学生調査」をベースとした大学教育及び大学生活の効果測定指標ともなる「卒業時学修行動・満足度調査」及び「学修行動調査」の分析結果を大学運営会議等関係会議に提示していく。また、企画広報部IR室とも連携して大学経営に資するIRを目指し、各種IRデータの更新及び新規IRデータの整備を行う。室員の知識、スキルを高めるため、外部の研修を通して先進大学の各種取組状況の把握やIRの専門家を招いたIR研修の実施を計画する。

3. 人事・労務に関する計画

(1) 労務管理の適正化・効率化

令和6年度は、勤務時間の適正管理に向けて事務職員を対象としたタイムレコーダーでの勤怠管理システムを本格導入した。令和7年度は、引き続き検証を行い、勤怠管理の新たな制度を確立する。また、他部門への導入について検討を行う。さらに、届出書類のオンラインでの提出など、業務効率化の検討を引き続き進める。

(2) 人材育成及びSDの推進

令和6年度のSD (Staff Development) 研修会については、外部講師による「チーム力を支えるコミュニケーション術」をテーマに実施した。令和7年度のSD研修会については、令和3年度以降のSD研修計画に基づき実施予定であるが、今後SD委員会との連携を強化し、次年度以降の計画策定を行う。

その他、事務局SD委員会と大学FD委員会との連携、SD研修会の開催、学外の研修会への教職員の派遣及びZoom等で参加の促進やe-Learningを活用した時間や場所にとらわれない学びにより、多様化、専門化する課題に対応するための事務職員の育成を行う。

(3) 法令遵守及び就業環境の改善

令和6年度は、愛知県の最低賃金の改定など法令に基づき、規程類の改正、情報公表等を行った。令和7年度は、「育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法」の改正をはじめ、引き続き法令等の改正については順次対応する。

(4) ハラスメント防止・対策

令和6年度は、令和5年度のアンケート結果を踏まえ、全キャンパス（星が丘キャンパス、日進キャンパス、山添キャンパス及びこども園）で、Zoom配信による『職場におけるハラスメント防止～ハラスメントを正しく理解する』をテーマに、学園ハラスメント防止講演会を開催した。講演会は好評であったが、視聴者数が低い部署もあった。開催時期の検討も含め、令和7年度の講演会についても、教職員からの要望を参考にして、学園ハラスメント防止・対策委員会等で検討し、タイムリーな内容で開催できるようにする。

また、ハラスメント相談窓口及び相談員の資質向上を図る研修を行う。さらに要望があれば、各部署に対して出張研修を実施する。

(5) 教職員の心と身体健康促進

令和6年度のストレスチェック受検率は、前年度と比較すると全体で上がっているが、受検率の低い部署もあった。令和7年度は、ストレスチェック受検率の向上のため、教職員への周知方法やその必要性、受検結果の活用について引き続き啓発していく。特に、1年間、回数制限なくストレスチェックを受検可能であることを周知し、日頃の自身の現状を把握することを推奨していく。

(6) 人材確保の促進

特に、幼稚園、こども園並びに保育園において、求人活動が困難となっている状況を鑑みて、各学校・園での採用活動について支援を行う。

4. 広報活動計画

令和5年3月に策定した大学におけるブランディング方針及びタグライン、VI（ビジュアル・アイデンティティ）に基づき広報・ブランディング活動を実施する。学園各校においては、大学ブランディング方針やVIをベースに各校の特色やステークホルダーの違いなどを柔軟に織り込みながら表現等を調整し、展開する。

具体的には、各種広告及び各学校案内など広報制作物、グッズ等にVIを反映させていく。さらに、VIの学園内の浸透促進を図るため、ルール・マナーの策定を追加で引き続き検討する。

学園各校・園の安定的な入学者確保を目標に、積極的な広告宣伝・マーケティング活動を実施する。

広告出稿に当たっては費用対効果など各種指標を重視し、厳選した出稿を行う。ステークホルダーの情報接触経路の実情を精査し、より効果的な媒体を選択したベストミックスを追求する。また、各校公式ウェブサイトやSNSの効果的な運用を行い、ウェブによる情報発信を強化する。このほか、MA（マーケティングオートメーション）ツールを活用したマーケティング活動の充実を引き続き実施する。

学生を含め学園関係者には学園広報誌、大学広報誌の発行を継続し、安定した情報提供を行う。

令和6年度に公開した星が丘キャンパスリニューアルプロジェクトについて、社会に広く認知されるよう、

継続して広報を展開する。

5. 施設設備計画

令和6年度は、大規模修繕、防災対策を計画どおりに実施し、省エネルギー対策も進めた。中長期キャンパス整備計画については、ファシリティマネジメントに基づく各建物・施設などの調査に基づき、空調機更新工事などの施設設備の整備を行っている。

令和7年度は、大規模修繕、中長期キャンパス整備計画、防災対策、省エネルギー対策を以下のとおり実施する。

(1) 大規模修繕

令和6年度に実施できなかった工事に加え、ファシリティマネジメント中期計画に基づき、以下の工事を実施する。

①設備更新

GHP（ガスヒートポンプエアコン）空調設備の更新、照明設備のLED化工事及び給水設備の更新を計画し、老朽化により効率が悪くなった空調設備、給排水設備及び照明設備を更新することで、省エネ効果による公共料金や環境負荷の低減を見込む。空調設備では、生活科学部棟、梶山人間交流会館を中心に、製造年月、運転時間や修理件数などを考慮して優先順位付けし、エネルギー効率に優れた空調設備に更新する。給排水設備では、老朽化が進んでいる看護学部棟加圧給水ユニット修繕工事、また防災設備では、屋内消火栓ホース取替など消防設備の修繕を実施することにより設備維持を行う。照明設備では、生活科学部棟4階と看護学部事務室の照明LED化工事を実施し、省エネ・長寿命・地球環境への配慮を行う。

②外壁・漏水改修

星が丘キャンパスリニューアルプロジェクトに伴い、教育学部棟、外国語学部棟の屋上防水工事等を計画、改修を進めるほか、各キャンパスの外壁塗装などを行うことにより、美観の回復など施設の老朽化対策を行う。

(2) 中長期キャンパス整備計画

令和7年度は新棟125WEST（仮称）新築計画、星が丘キャンパスリニューアルプロジェクトに準じて必要な工事を実施し、計画的にキャンパス整備を進めていく。

また、引き続き、策定した中期計画の見直しを行うとともに、長期の建物修繕・長寿命化計画の策定及び建て替え時期の見極めを行う。

(3) 防災対策

保育園から大学・大学院までを有し、3つのキャンパスに分かれていることから、災害時には学園全体として機能するように体系的な対策を準備する必要がある。令和7年度は、以下の2点を実施する。

①震災対策

各建物における非構造部材の耐震診断の結果を基に、計画的な耐震改修を継続して実施する。

②災害時用の備蓄品・非常食の整備

ファシリティマネジメント中期計画をもとに、令和7年度も継続的に備蓄、整備を進める。

(4) 省エネルギー対策

省エネ法により、学園が「特定事業者」に、星が丘キャンパスが「第二種エネルギー工場等」に指定され、「電気、ガスのエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減」という目標が課されていることから、継続的な取組が求められる。そのため、省エネ設備への計画的な更新とエネルギー消費実態の把握に加え、専門業者の知見を積極的に活用していくことで、継続的な省エネ活動を推進していく。また、日進キャンパスについても、エネルギー管理システム(EMS)による空調制御を活用し、導入前と比較して10%以上の省エネ化を目指す。

6. 財務計画

学園は現在大きな変革期にあるといっても過言ではない。少子化の進展や女子大というカテゴリーへの懐疑的な声など、厳しい経営環境にあることは否めない状況である。そのような中、学園としてのアイデンティティを明確にするためにも、女性教育への地域社会のニーズに、学校法人としてどのように答えていくかを示していかなければならず、学園としての財政状況の許す範囲で、積極的な施策が必要となっている。

学園の財政状況は、日本私立学校振興・共済事業団の示す「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」によれば、A3と正常状態となっている。しかし、令和5年度決算において、事業活動収支差額はわずかなプラスとなっているに過ぎず、学園全体で学生募集が難しくなっている中で、今後数年は収支が厳しくなっていく見込みである。そこで、令和7年度の予算編成では、経常収支における収支均衡を目的とはせず、教育活動資金収支での黒字を確保することを条件として、積極的な投資を実現していくことを基本的な方針とする。

収入においては、令和6年度は、令和4年度から3年連続で大学の入学定員に満たない状況となっており、次年度も学生生徒等納付金が引き続き減少することを見込み、一定程度支出を絞り込んで予算化することが求められる。大学の収入超過で、幼稚園、こども園から高等学校までの支出超過を賄うことが厳しくなっていくことは必至であり、大学の改革はもちろんのこと、幼稚園、こども園から高等学校までにおいても教育面のみならず運営面の更なる改善が急務である。

一方で、ここで縮小均衡を目指すことは、さらなる志願者減の負のスパイラルに入ることを意味しており、学園の将来を危うくすることにつながる。大学の改革を軌道に乗せるための広報や施設設備整備のための予算を大きく削減すべきではない。また、女性の社会参画を後押しする学校として、学園の魅力向上に向けた取組については、重点的に配分することが必要になってきているという認識も必要である。

以上をふまえ、令和7年度は、学園の基本方針に基づく積極的な経営に貢献する事業を重視しつつ、各部門の事業計画に基づく計画的な施設設備の改修事業については計画を柔軟に見直し、各学校で実施している継続事業については必要性を十分検討し、厳選して予算の編成を行う。各学校等においては、新規事業として掲げる事業の精選及び継続事業として掲げる事業の仕分を実施し、物品の安易な買替えや浪費といった冗費の削減になお一層努めるほか、各部門の経常費についても配付方法の見直しを更に推し進める。

なお、①教育改革に要する経費、②一貫教育・連携教育に要する経費、③学園の発展・財政基盤の確立に積極かつ直接に寄与する企画に伴う経費、④学生生徒等の安全対策に要する経費を含め、学園として必要と認められる事業は、厳選して理事長裁定とする。そのほか、補助金対象事業、寄付による事業、受託事業、収益を伴う事業及び科学研究費助成事業間接経費等の外部資金を前提とする事業については、別枠として裁定し予算措置するものとする。

寄付金事業としては、在学生、職員、卒業生その他一般を対象とした「相山女学園教育振興基金」及び書籍の買い取り金額が本学への寄付となり、全額を本学学生の奨学金として役立てる学生支援プロジェクトとしての「相山女学園大学古本募金」の募集を継続する。また、学園の施設設備の拡充及び教育研究の充実に資することを目的とする「施設整備・教育研究充実のための寄付金」についても、入学後の新入学生の保護者に対して継続して依頼する。寄付者に対する説明責任を果たすためにも、寄付金による事業の実施状況を公開し、更なる理解と協力を呼びかけていく。なお、令和6年度までの寄付金を原資として、令和7年度も引き続き施設設備・教育充実事業を実施する。そのほか、学園同窓会との連携による奨学金や、施設設備等の充実を目的とした同窓生からの寄付の募集及び遺贈の呼びかけを継続していくことで、寄付金収入の充実にを図る。また、2030年度の創立125周年に向けた寄付金募集について検討を進める。

V. 保育園

1. 令和7年度の基本方針

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場

である。この状況を踏まえ、子ども一人ひとりを大切にし、子どもも保護者も安心できる保育園を目指すとともに、地域の子育て支援の場となるよう努めていく。また、令和6年度にこども園と保育園との協同で作成した「保育の手順・基準（仮題）」の実証をしていく。

令和7年度も本学園の教育理念「人間になろう」に基づいて、人間形成の基礎を培い、乳児の健やかな成長にふさわしい環境を整えて、子どもの心身の発達を助長することを目指し、次の保育方針に基づいた保育を展開する。

- ①健康な心と体（よく食べ、よく眠り、生き生きと遊べる子どもに育てる。）
- ②人間関係力（人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を持つ子どもに育てる。）
- ③自己発揮（様々な体験を通して、興味や関心を持つ子どもに育てる。）
- ④豊かな心の育ち（保育士との信頼関係のもと思いやりの心を持つ子どもに育てる。）

2. 保育目標

(1) 各年齢の目標

①0歳児の目標

- ・生理的欲求が満たされ、安心して過ごす。
- ・遊びを通して五感の発達が育まれる。

②1歳児の目標

- ・安定した生活の中で基本的生活習慣の獲得を目指す。
- ・一人遊びや探索活動を十分に楽しむ。

③2歳児の目標

- ・基本的生活習慣の確立を目指す。
- ・保育士等の仲立ちにより、ほかの子どもとの関わり方を少しずつ体験的に身に付ける。

(2) 保育の内容

①養護【生命の保持】

(ア) 0歳児のねらい

- ・保健的で安心・安全な環境の中で、適切な援助や応答的な関わりを通じて、人への基本的信頼関係が芽生えていくようにする。
- ・子どもの発達過程に応じた生活リズムを作る。

(イ) 1歳児のねらい

- ・保健的で安心・安全な環境の中で、生理的欲求が十分に満たされ、快適に生活できるようにする。

(ウ) 2歳児のねらい

- ・保健的で安心・安全な環境の中で、生理的欲求が十分に満たされるようにする。

②養護【情緒の安定】

(ア) 0歳児のねらい

- ・保育士等に見守られながら、安心・安定した生活を送ることができる環境を整える。

(イ) 1歳児のねらい

- ・一人ひとりの子どもが安心感をもって過ごせるようにする。

(ウ) 2歳児のねらい

- ・保育士等との安定した信頼関係のもとで子どもが自分の気持ちを表現できるように見守る。

③教育【健康】

(ア) 0歳児のねらい

- ・食欲、睡眠、排泄等の生理的欲求が満たされ、快適に過ごす。

(イ) 1歳児のねらい

- ・安全でゆったりした環境の中で、身体を十分に動かしたり、手指を使ったりした遊びを楽しむ。

-
- ・身の回りの簡単なことを自分でしようとする。
 - (ウ) 2歳児のねらい
 - ・戸外で十分に身体を動かし、遊具や用具を使った簡単な運動遊びを行う。
 - ・身の回りのことを自分でしようとする。
 - ④教育【人間関係】
 - (ア) 0歳児のねらい
 - ・身近な保育士等のもとで基本的信頼感が育つ。
 - (イ) 1歳児のねらい
 - ・保育士等や友達に関心をもち、模倣をして遊んだり、自分から関わったりする。
 - (ウ) 2歳児のねらい
 - ・友達との関わりを通して簡単な約束があることを知る。
 - ⑤教育【環境】
 - (ア) 0歳児のねらい
 - ・安心できる人的、物的、自然環境のもとで五感の働きが豊かになる。
 - (イ) 1歳児のねらい
 - ・安心できる環境の中で探索活動を存分に楽しみ、外界に対する興味や関心を持つ。
 - (ウ) 2歳児のねらい
 - ・自然と触れ合う中で好奇心や探求心が芽生える。
 - ⑥教育【言葉】
 - (ア) 0歳児のねらい
 - ・優しく語りかけてもらい、発声や喃語に応答してもらうことで、発語の意欲が育つ。
 - (イ) 1歳児のねらい
 - ・日常生活に必要な言葉がわかり、言葉で気持ちを表そうとする。
 - (ウ) 2歳児のねらい
 - ・生活や遊びの中で自分のしたいこと、してほしいことを言葉で表す。
 - ⑦教育【表現】
 - (ア) 0歳児のねらい
 - ・保育士等の声や表情に安心感を覚え、快、不快感を表現し欲求を表す。
 - (イ) 1歳児のねらい
 - ・歌、手遊び等を模倣しながら、のびのびと表現し楽しむ。
 - (ウ) 2歳児のねらい
 - ・みため、つもり遊びによって互いにイメージを共有し合い、ごっこ遊びを楽しむ。
 - ⑧食育
 - (ア) 0歳児のねらい
 - ・離乳を進め様々な食べ物に慣れることで、食べる意欲が育つ。
 - (イ) 1歳児のねらい
 - ・楽しい活動の中で、空腹感を感じ自分で進んで食べようとする。
 - (ウ) 2歳児のねらい
 - ・食事に必要な習慣を知り、友達と一緒に食べる楽しさを味わう。

3. 保護者及び地域との連携

- (1) 保育士は園児の登降園時に子どもの様子を連絡する。
 - (2) 連絡帳(れんらくアプリ)を通して保育園での子どもの様子が保護者に伝わるようにする。
 - (3) 毎日のクラス保育の様子が連絡帳(れんらくアプリ)を通して保護者に伝わるようにする。
-

-
- (4) 年間行事予定表を前年度末に保護者に配付し、保育園行事には積極的に参加してもらえようとする。
 - (5) 園だより、クラスだより、保健だよりを「れんらくアプリ」で毎月発行・配付し、子どもの様子や成長が伝わるようにする。
 - (6) クラス懇談会、保育参加、個人懇談会を実施し、保育士と保護者との連携、保護者間の交流を深める機会とする。
 - (7) 保護者会と連携・協力し、子どもの育ちを支える。
 - (8) ウェブサイトを活用して、保育の様子を写真等で伝える。
 - (9) 「れんらくアプリ」により緊急連絡等を行う。
 - (10) 保育園見学者を週に1回程度の間で受け入れる。
 - (11) 地域の子育て支援の場に職員を派遣する。
 - (12) 地域に子育て支援の場を提供する機会を持ち、保育園の社会的役割を果たす。
 - (13) 園庭開放日（さくらんぼちゃんのおにわ）を設定し、地域の子育て支援・保護者支援の一助を担う。
 - (14) 区役所、保健センター、民生委員、主任児童委員等との連携を図り、地域に根差していく。

4. 安全対策・環境整備

- (1) 月に1回の避難訓練、年間8回の危機管理訓練、半年に1回の不審者対応訓練、年に1回の防災訓練を実施し、職員は、緊急時に冷静に対応し、子どもの生命を守ることができるようにする。
 - ①園児への安全指導
 - ②保護者への説明・共有
 - (2) 日常の安全点検は自主点検表に従って行う。
 - (3) 保育室、トイレ等の清掃はこまめに行い、玩具、砂場等の消毒は適時実施し、感染症対策をする。
 - ①衛生管理・換気について
 - ・園舎内の消毒をする。
 - ・各保育室前に自動手指消毒器を設置する。
 - ・入室時に石鹸での手洗いをする。（1・2歳児）
 - ・保育室、職員室の窓を常時開けて換気をする。
 - ・各保育室に空気清浄機、加湿器を設置する。
 - ②登降園時の送迎について
 - ・玄関にアルコール消毒液を設置する。
 - ③園児の健康管理について
 - ・自宅での検温・記録を行う。
 - ・保育中の健康状態の把握を行う。
 - ・毎朝、看護師による視診及び検温を行う。
 - ④行事について
 - ・状況に応じて規模の縮小や内容の変更を行い実施する。
 - ・動画配信を活用する。
 - ⑤職員の健康管理について
 - ・手洗い、アルコールの手指消毒、ペーパータオルの使用を徹底する。
 - ⑥実習生の受入れについて
 - ・大学との連携のもと安全策を講じた上で実施する。
 - (4) 砂場のセーフティーフレームをはじめ、園庭の安全対策を行う。
 - (5) 安全性の高い上質な玩具を順次揃え、保育室内の環境の充実に努める。
 - (6) 玩具の購入や子どもの発達に合わせた玩具の入れ替え等、保育室の環境を整えるため、園舎内の収納場所を見直していく。
-

5. 職員計画

- (1) 保育理念、保育方針、保育目標に基づき、全体的な計画、年間、月間、週の指導計画を作成し、評価・反省を行い、児童福祉の増進を図る。
- (2) 研修計画に基づき、名古屋市子ども青少年局保育運営課主催の研修、名古屋保育士会研修、名古屋私立保育士会研修等、外部の研修に積極的に職員を派遣し、情報を共有する。また、園内研修を実施するなどして保育士の人間性と専門性を高めるなど保育の質の向上を図り、保育内容の充実を目指す。
- (3) 併設のこども園・保育園で合同研修を実施し、互いに共通理解を図る。
- (4) 役割分担及び責任体制は、保育園の定めのとおりとするが、常に協調と連携を密にし、円滑な保育園運営を行う。
- (5) 働きやすい職場環境を整えることで、やりがいを持って保育を行い、組織の質の向上、保育の充実を図る。

6. 併設学校・園との連携

- (1) 併設のこども園、幼稚園との連携を図りながら、よりよい保育を目指す。
- (2) 保育園から併設のこども園への入園優先枠を数名程度確保する。
- (3) 併設大学からの保育ボランティアや保育実習生を受け入れ、併設の小学校、中学校、高等学校については次世代育成支援のための学びの場を提供する。

7. 園児募集計画

- (1) 本園の特徴の広報・発信
事務局広報課と連携しながら、ウェブサイトを活用し、保育内容を発信する。
- (2) 見学者の受入れ
受入れは、週に1回とし、保育園の生活や保育方針等の説明を行う。

VI. センター等

1. 学園情報センター

学園情報センターでは、クラウド活用を中心に据えた中長期計画に基づき設備更新を行うとともに、学生の自主学修や教員による教育研究活動を学園内外で支援する各種環境整備を行っている。

(1) コンピューター等利用環境の整備

コンピューターの性能向上やソフトウェアバージョンアップに対応するため、機器更新、配置最適化、ソフトウェア更新、コンテンツサービスの拡充に努めている。令和6年度はWindows 11への更新とBYOD (Bring Your Own Device) の活用に伴い、教室AV環境と印刷環境を改めた。さらに、BYOD環境での電子教科書利用、授業支援システム、AVD (Azure Virtual Desktop) 仮想デスクトップの利用に伴い、環境整備を行った。また、一部学部では、Adobe Creative Cloud Student Optionの学生への提供を開始した。

令和7年度は、各種会議体のペーパーレス化にも連動した事務系PCの更新について、令和6年度に引き続いて実施することをはじめとして、Windows 11への更新を完了させる計画である。また、引き続きBYODを利用しやすい環境整備に加え、ものづくり等の学び環境整備、AIの活用、電子教科書等の試験運用を計画している。

(2) クラウド・サーバ・ネットワーク環境の整備

クラウド活用のため、インターネット接続と学内ネットワークの速度向上、冗長性確保、サーバ機器の見直しに努めている。令和6年度は、各キャンパスのネットワーク中枢に落雷対策を実施するとともに

に、機器の一部更新を実施した。BYODを中心とした無線LAN利用端末の増加に伴い、一部学部棟にてアクセスポイントの増設と、そのネットワーク接続の増速を行い、教室内で多数の端末が通信する状況であっても安定的に行えるよう対応した。

令和7年度は、メーカーサポート終了が近づく主要機器の更新を行う。第一に学園の仮想基盤機器の更新を行う。この事業以降は、仮想サーバ台数の削減、PC等の管理環境の刷新、サーバのクラウド利用への転換を計画している。第二にインターネット接続の起点となるファイヤーウォールの更新を行う。現在の構成では、主要機器1台の故障時は代替機に切り替える構成であるが、これを瞬時に切替え可能な冗長性のある構成とする。また、事務局におけるDX推進の一環として、無線LAN利用の整備を行い、モバイル端末を活用した会議の効率化やペーパーレス化等を推進する。

なお、学園情報センター業務のアウトソーシングについては、令和7年度もこれまでの体制を継続する。

(3) 情報セキュリティ対策の向上

情報保護のため、クラウドサービスのセキュリティ機能の有効化と活用方法を周知徹底することで、ID保護等、必要な安全性を高めるとともに、利用状況の監視を行っている。

令和6年度は、Google社の求めるメールセキュリティ基準に対応するとともに、メールを通じて行われる標的型攻撃への対応力を向上すべく、教職員に対してクラウドサービスの充実を図った。

令和7年度は、既存のウィルス対策ソフトを整備したクラウドサービスの活用により切り替える。また、クラウドサービスのセキュリティ設定の最適化や、セキュリティ基準の棚卸と点検を行い、運用内容の変更などを計画することで、情報セキュリティの充実を図る。

2. 歴史文化館

歴史文化館では、基本方針として「学園の広報」「自校教育」の2本柱を掲げている。

- (1) 令和6年度は、大学1年生全員を対象とした「人間論」(自校史)の授業で、小冊子『椙山女学園のあゆみ』の配付と『椙山女学園のあゆみ』の映像データを歴史文化館のウェブサイトから配信した。また、歴史文化館見学の受入れについても、全学部の1年生全員を対象とし、混雑を防ぐため館内滞在時間は40分ごとに最多20名までの入館事前予約として対応した。令和7年度の授業等においても、引き続きDVD及び歴史文化館ウェブサイトを積極的に活用し、自校教育の更なる普及を図る。また、令和4年度から導入している学生サポーター制度を活用し、学生サポーターが自校史を説明するなど来館した在学生が学園の歴史と文化をより深く学べるような工夫を行った。令和7年度も引き続き学生サポーターによるピアサポート活動を進める。
- (2) 歴史文化館では、これまで授業等を通じての来館者が多数を占め、日常的な来館者は少ない状況である。令和7年度は、掲示物、学生支援システム(S*map)、ウェブサイト、プレスリリース等を活用したPRを行い、日常的な来館者を増やすための方策を継続する。
- (3) 令和6年度は、文化展示室企画展として、「インド布展 更紗、刺繍、絞り」及び「江戸における料理本の世界とその継承展」を開催した。令和7年度は、館蔵品を中心とした展示の企画展を予定する。また、大学の行事・授業・クラブ等の発表の場として活用することも検討する。
- (4) 歴史文化館の歴史展示室については、展示方法を見直し、これまでの展示物を生かしながらリニューアルを行う。
- (5) 併設の中学校・高等学校の山添展示室については、常時展示物の見直し等を検討し、展示内容の充実を図る。
- (6) 歴史文化館で保管する資料については、令和7年度も引き続き整理を行い、データベース化を進めていく。また、データベース化に伴う館蔵品を紹介するための新たな活用法を探る。
- (7) 歴史文化館では、大学の学芸員養成のための博物館学内実習のうち1回分の実習を担当しており、学芸員養成の一翼を担っている。令和7年度も学芸員課程からの要請があれば、積極的に博物館実習生を受

け入れる。

- (8) 歴史文化館の活動を周知するため、開館以来、年2回程度『歴史文化館ニュース』の発行を続けている。
令和7年度も引き続き『歴史文化館ニュース』を発行し、歴史文化館の活動等を周知する。
- (9) 例年、学外からの問合せや資料提供依頼に応じているが、令和7年度も学外施設での展示会開催に積極的に協力する。

3. 梶山女学園大学に関する事項

I. 中長期計画

1. 梶山女学園大学中長期計画

梶山女学園大学は、創設以来「人間になろう」という教育理念の下、女子教育に力を注いできた。

現代の少子高齢化やデジタル社会に対応し、グローバルな視点で主体的に行動し意思決定に参画できる人材を育成することを目指している。令和2年度からは「トータルライフデザイン教育」を中心に、自立した女性を育てるための改革を進めている。

大学における中長期計画は、第Ⅰ期から第Ⅲ期までの3期に分かれており、令和7年度は第Ⅱ期の3年目となる。大学改革アクションプラン2025を策定し、さらに改革を推進していく。

I. 教育内容の充実

学生が主体的に学ぶ姿勢を醸成し、成長を実感できる教育を行い、主体的・対話的で深い学びを実現する。

①教養教育科目等の充実、②柔軟な学部教育、③ジェンダー教育の推進、④食育の推進、⑤教員の研究を促進する体制の整備、⑥教育の内部質保証、⑦大学院教育の充実

II. 学修支援

学生の多様なニーズに応じた学修支援を行い、教育効果を高めるとともに、学生が学修を深めることができる環境を整える。

①学修ポートフォリオの再整備、②学生の主体的な学修のサポート、③きめの細かい指導体制の確立、④アクティブ・ラーニングの活用、⑤図書館機能の充実、⑥ICTの活用

III. 学生生活

学生間、学生と教職員など、学内コミュニケーションの一層の充実を図り、必要なサポートがすぐに得られる安心・安全で健康的なキャンパスライフを実現する。

①快適な学生生活環境の提供、②学生サポートの充実、③経済的苦境にある学生の支援、④可能性を広げる機会の提供、⑤ハラスメントのないキャンパス実現に向けた取組の強化、⑥安心・安全を生む危機管理体制の整備

IV. キャリア支援

学生が就職、進学など進路についての希望を実現できるように、支援体制の充実を図り、就職の「質」を向上させ、卒業後も生涯にわたり支援する。また、中長期計画において履行が十分ではない事項について、早期に着手する。

①キャリア育成センターの充実、②インターンシップの拡充、③ニーズを把握するアンケート調査の実施とフィードバック、④各種資格取得の支援、⑤大学院への進学を希望する学生に対する支援、⑥国家資格及び公務員志望学生に対する支援、⑦同窓会組織との協働によるリカレント教育の推進

V. 学生確保

教養から実学まで、在学から卒業生・社会人まで、幅広い学びの要求に応えることによって、中長期にわたり安定した定員管理と質の高い学生の確保を実現する。

①適時的なアドミッション・ポリシー、②入学定員の安定的確保、③ねらいを絞った効果的な入試広報、

④多様な人々に開かれた入試制度、⑤調査研究

VI. 社会連携

他大学、行政組織、企業など、地域社会の様々な主体との連携を進めることによって、本学の活性化と発展を目指すとともに、地域社会に貢献する。

①地域内外における他大学との連携、②行政組織との連携、③星が丘エリアのまちづくりへの参加、④産業界・地域社会との連携促進、⑤子育て支援・幼児教育拠点施設としての眉山こども園の活用

VII. マネジメント

教学組織の持続的な改革を通して、資源の最適配分を計画・実行するマネジメント力を一層強化する。

①教学マネジメントの機能強化、②ハード（施設設備）とソフト（教育）一体となった教育改革の実施、③学内広報機能の充実、④総合学園のメリットを活かした教育の展開

II. 教育事業

1. 全学共通科目「人間論」・教養教育・キャリア教育

(1) 全学共通科目「人間論」

「人間論」は、学園の教育理念「人間になろう」を授業科目の形で追究するために設置された全学共通の必修科目である。令和5年度までは「自校教育」「大学での学び・キャリア教育」及び「学問的人間論」の3つの柱で構成して実施してきたが、令和6年度の3学部5学科の改組に合わせ、人間論の教育内容を「自校教育」「トータルライフデザイン」及び「現代と人間」という構成に刷新し、大学オリジナルの共通テキストを制作するとともに、授業の一部をオンデマンド授業で実施している。

令和7年度も「人間論」を両キャンパスで前期に開講し、星が丘キャンパスでは引き続き学部を越えた交流型のクラス編成とし、授業の一部をオンデマンド授業で実施する。1年生全員が履修（星が丘16クラス、日進3クラスを開講）し、各学部から多くの教員がオムニバスで連携して担当するため、教育内容、成績評価等に偏りが生じないよう、担当者会議を通じて教育内容・方法及び評価方法について調整し、実施する。令和7年度後半には前期「人間論」の実施結果を人間論実施委員会等で検証し、必要に応じて令和8年度に向けて改善する。

(2) 教養教育

平成27年度から全学共通化した教養教育は、科目会議、領域会議及び教養教育機構運営委員会において受講者数の推移に基づいて開講クラス数等を検討し、学生のニーズに対応した編成を行い、受講機会の確保及び質の向上を図っている。令和6年度の授業実施結果を踏まえ、教養教育の諸課題（科目構成、授業内容、受講状況等）について検証し、令和7年度は、複数の領域・科目で開講クラス数の増減を行う。特に領域5「言語とコミュニケーション」の外国語科目のうち、英語科目では非常勤講師等で行う授業を専任教員が担当する方向で検討する。また、外国語（ハングルⅠ・Ⅱ）のうちハングルⅡでは、上位クラスにもかかわらず受講希望学生が多く、開講クラス増のニーズがあることから専任教員で新規に1クラス増設する。

(3) キャリア教育

キャリア育成センターでは、「人間論」、教養教育の領域7「トータルライフデザイン」のキャリア教育を念頭に置いた上で、1・2年次の低学年からキャリア形成に関する意識付けや動機付けを展開していく。特にキャリア形成実習（旧 インターンシップ）において、体験を通じたキャリア教育の充実を図る。また、卒業生や企業人などキャリアモデルとなる人の人材バンクへの登録を推進しており、登録者を各学部学科のキャリアに関係する授業でゲストスピーカーとして活用できる体制の更なる充実を進める。令和7年度は、領域7「トータルライフデザイン」における「ビジネススキル入門」開講にむけて、準備を開始する。

2. 学部教育

<生活科学部>

管理栄養学科では、管理栄養士国家試験の全員受験・全員合格を目指している。しかしながら、令和6年に実施された第38回管理栄養士国家試験の合格率(合格者数/受験者数)は92.4%(110名/119名)であり、学科が目標として掲げる「全員受験・全員合格」は果たせていない。そのため、令和7年度も合格率の向上を目指し、国家試験対策の方法、模擬試験や集中講義の業者選定や開催時期などを検討していく。令和4年度に改正した新カリキュラムについては、令和7年度に完成年度となるため、点検・評価を行うとともに、管理栄養士養成校としての教育内容を充実させるための検証を継続する。学科の内部質保証は、教授会、学科教育内容検討会議、学科将来構想検討委員会及び6つのワーキンググループからなる学科独自の自己点検・評価体制での実施を開始した。令和7年度は、学科の内部質保証システムとして、更なる機能向上を目指す。学修成果の把握と評価の取組としては、令和6年度から導入したSugi-PORTを有効活用し、引き続き教育の質保証の強化を図っていく。キャリア教育の一助としては、社会で活躍している卒業生と在学生との交流の場を設けており、早い時期から管理栄養士としての就業を意識付けることができているため、今後も継続する。入学予定者の受入れに関しては、令和5年度から積極的な入試改革を行ってきたので、令和7年度は、入試としての適切性を点検し、今後の学科入試の方向性を検討する。また、大学ウェブサイトや学科公式 Instagram を積極的に活用し、学科の施設・設備、授業やイベント情報などを継続的に発信し、広報的な観点からも学科の特色として分かりやすく社会に公表していく。

生活環境デザイン学科では、令和5年度から新カリキュラムを実施している。令和7年度も、適切な予算措置により、新カリキュラムに対応した設備等の導入や更新を検討し、教育体制に相応した充実を図っていく。令和3年度に行った外部評価委員会で指摘された学生自身の学修に活用可能な学修ポートフォリオシステムの運用については、令和6年度から全学で導入されたSugi-PORTのシステムにより、学生と学科教員の双方向のコミュニケーション向上が行える体制となった。令和7年度は、Sugi-PORTを積極的に活用し、学生に対する個別指導や教育課程レベルの点検・評価・改善を図っていく。学修成果の可視化及び評価の公平性については、令和7年度も、令和4年度から実施を開始した課題作品のデータ化による評価基準の共有化を継続して実施する。入学前教育の一環としては、学科卒業展の見学を実施している。9月から11月までに行われる総合型選抜及び学校推薦型選抜合格者については、在学生が案内する実際の学科卒業展を見学している。一方、合格発表時期の関係から、実際の学科卒業展の見学ができない一般入試合格者については、ウェブ卒業展の閲覧で対応している。学科卒業展の見学者には、感想文の提出を課題としている。その感想文からは、「入学後の具体的な学びを理解することができた」等の意見が確認できている。したがって、令和7年度も、この取組を継続して実施する。令和3年度から始めた生活環境デザイン学科公式 Instagram では、学科の授業やイベント内容を公開している。在学生の将来像の把握及び高校生に向けた発信ツールとして役立っていることから、令和7年度も、この Instagram による情報提供を継続する。

<外国語学部・国際コミュニケーション学部>

令和7年度における外国語学部・国際コミュニケーション学部の事業は、令和5年4月に入学した国際コミュニケーション学部最後の入学者を含む在籍学生全員の教育を滞りなく実行する一方、令和6年4月以降に外国語学部が受け入れた入学生の教育を、文部科学省に認可された全体計画に基づいて確実に展開することである。

これまでの外国語教育を受け継ぎつつも、学部の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを一新している。令和7年度は、令和6年度に引き続き、その大綱に基づいて、細部まで有機的に統合された全体を十全に機能させることが主要な事業となる。とりわけ、以下の3点が重要である。

(1) 複数外国語の高度な運用能力を獲得させるためのシステムの運用

特に、語学検定試験の利用を一層促すために費用援助を拡大し、また試験結果の活用法を考案する。

(2) 「希望者全員留学」の実現

すでにオープンキャンパスでも関心の高い、「希望者全員留学」を進めるために奨学金制度を導入して、各種留学システムを運用していく。

(3) キャリア形成につながる授業科目の効果的運用

外国語学部では、学生がグローバル社会における自身のキャリアをデザインするための教育プログラム「国際キャリアデザイン」を学部共通の必修科目として据えている。海外で仕事をするためのキャリア実践授業、ダイバーシティ・トレーニングの授業、フランスでの職業体験プログラム、小学校英語講師の資格取得を目的とするカナダでの授業などのほか、ANA総合研究所によるエアライン実践演習では、ワークキャリアを体験的に学ぶ機会を提供する。

一方、学部の運営においては、新学部のみならず、現行の国際コミュニケーション学部の教育を決して疎かにせず、最後の入学生を含む在学生一人ひとりの教育を一層充実させるように努める。特に、以下の3点は重要となる。

(1) 授業科目の円滑な履修

2つの学部カリキュラムが併行するので、適切な読替えによって履修が効果的に進むように配慮する。

(2) 専門教育の多様性の確保

令和5年度末に1名、令和6年度末に1名の教員が退職することになり、欠員補充のための採用活動を早急に進めている。新任2名の採用によって、学部教育の専門の多様性を一層拡充できるよう、教員選考委員会において検討を進めている。

(3) 卒業論文に関わる改革

国際コミュニケーション学部では、学部教育の総決算として卒業論文の作成がきわめて重視されている。これまでも評価方法等について改善策を議論してきたが、令和7年度には新たな評価方法・発表方法を検討し、外国語学部につなげる予定である。

国際コミュニケーション学部は、令和5年度に実施した外部評価の評価結果を、国際コミュニケーション学部の今後の運営に活かすばかりでなく、外国語学部の大綱の展開に役立てて行く。

<人間関係学部>

人間関係学部では令和6年度にカリキュラム改正を行い、併せてモジュールの構成及び名称の見直しも行った。両学科共通で履修できる共通モジュールを廃止し、それぞれの学科の専門科目群とモジュールを対応させ、人間共生学科は「生/性の多様性（ジェンダー・女性学科目群）」「社会と福祉（社会福祉学科目群）」「子ども/若者と包摂（人間学科目群）」の3モジュール、心理学科は「日常生活とこころ（認知・行動科目群）」「社会生活とこころ（社会・対人関係科目群）」「ライフサイクルとこころ（生涯発達科目群）」「こころと支援（臨床・健康科目群）」の4モジュールとし、両学科合わせて7つのモジュールに集約した。令和7年度は「外部アセスメントテスト（GPS-Academic）」「学修行動調査」「卒業時学修行動・満足度調査」によって把握した学修成果をもとに、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの質の高い実現に向けて、教育内容・方法及び学習指導の改善を組織的に行っていく。また、現状7クラス開講している「外国語（英語）」の学習をより効果的に進めるため、新入生ガイダンス時にプレースメントテストを実施し、その結果をもとに習熟度別クラス編制を行うことを予定している。

学生支援の面では、令和6年度に導入された学修成果可視化システム「Sugi-PORT」を効果的に活用し、学生と学修・生活指導教員が面談をする機会を、1年生9月、2年生10月、3年生11月、4年生7月から11月、と計画的に設定してよりきめ細やかな学生指導を実現する。

人間共生（人間関係）学科が養成を行っている社会福祉士養成コースの令和7年度履修者数は4年生15名、3年生15名、2年生10名、心理学科の公認心理師養成コースの履修者数は4年生20名、3年生2

1名である。社会福祉士国家試験合格率は100%（2023年度卒業生）、公認心理師国家試験合格率は98.0%（2019～2023年度研究科修了生）と高い値を記録しており、今年度も充実した養成を行っていく。

人間共生学科では、主要な学びの柱の1つである「ジェンダー」をテーマとした高校生対象の「ジェンダー・ワークショップ」を令和6年度に開催した。ジェンダーに関わる課題はSDGsとの関連で中学や高校の課題探究学習として取りあげられることも多く、高校生自らが等身大の問いを立てて、答えを導く作業を応援できるような体験の場を提供することを目的としたものである。令和7年度も、計4回（5月から8月）開催することを計画している。

入学者確保の観点から、令和6年度のオープンキャンパス時には従来の模擬授業とは別に、「共に生きるワークショップ（人間共生学科）」「サイコロジー・ワークショップ（心理学科）」として、それぞれの学科の学びを理解してもらうためのワークショップを開催した。令和7年度もこれを更に発展させ、それぞれの学科への興味や関心を醸成することを目指す。さらに、令和7年度入試から総合型選抜（AO選抜）における新しい試みとして「自己表現入試（ワークショップ・体験型）」を実施した。これは、両学科の学びを前述の3つのワークショップの場で体験してもらい、その結果をまとめたワークシートをもとに、学科の学びへの興味関心や問題意識を評価する試験である。令和8年度入試においても「学科適性入試（ワークショップ・体験型）」と名称を変えて同様の入試を実施する。

令和6年度には、人間共生学科及び心理学科における今後4年間を想定した中期的な計画を策定した。令和7年度はその第1年目として、本計画に基づいた様々な事業を展開し、3つのポリシーのより確実な実現を目指す。また、未だ策定が進んでいない人間関係学部としての中期的な計画は、令和7年度中に策定することを計画している。

<情報社会学部・文化情報学部>

文化情報学部は、令和5年度の入学生が最後の新1年生としての入学生であるため、令和7年度は、3年次編入学生を含めて、3、4年生のみとなる。令和7年度も既定のカリキュラムに基づいた教育を着実にを行う。令和6年度は、「海外言語文化演習A・B・C」のうち、「同演習A（中国〔上海〕）」と「同演習B（シンガポール）」を計画したが、受講希望者が実施可能な人数に達せず、見送ることとなった。令和7年度も、隔年開講である「同演習C（韓国）」とともに、これらの実施を計画する。令和6年度に進展させる計画であったループリックの活用については、今回も十分な段階に至らなかった。ループリックについては、今後の情報社会学部におけるFD活動の中でどのように位置付けるべきかを改めて検討する。

学修成果の可視化を推進するために導入されているGPS-Academic、さらに令和6年度から開始されたSugi-PORTを活用した個別面談を3年生に行った。令和7年度はSugi-PORTの活用を発展させ、学生の学びの可視化と支援を充実させていく。

文化情報学科では、情報科学分野の教育を拡充するため令和4年度に専任教員1名を採用し、令和6年度から発足した情報社会学部情報デザイン学科のカリキュラムの充実につなげた。アクティブ・ラーニングを活用したプログラムとして、令和6年度は、産学連携による旅行商品企画のプロジェクト、滋賀県長浜市や名古屋市東区白壁のフィールドワーク、AIによる画像認識コンペの授業内開催、美術館での体験実習などを実施した。さらに、人工知能学会全国大会での対話型AIの共感性についての研究発表や、日本知能情報ファジイ学会のシンポジウムでのAI技術による個別メイク提案についての研究発表を4年生が行うなど、日頃の学びの成果を情報系学会で発表している。令和7年度もこれらを継続する計画である。また、ITサポート等の情報系及び語学・観光系の資格取得支援も引き続き実施する。

メディア情報学科では、卒業研究の質の向上と評価の公平性を目指し、評価基準や提出手続きを含めた指導法等を継続的に検討し、令和6年度は一部を修正した方法を適用した。令和7年度もこの検討を継続し、効果検証を行う。専門科目の学修環境整備として、令和7年度は、最前線で活躍する情報発信の専門家を招へいするなど、時代の変化を知る機会を提供する。また、3年生及び4年生のゼミ活動を中心に、地域社会

と連携し、地域の情報発信支援と学生の実践的・主体的な能力育成に取り組む。1、2年生対象科目については、情報社会学部の科目への読替や、閉講予定科目の周知等、学生の不利益が生じないように、教務課と学科会議の連携を一層密にして、組織的な確認を行う。

情報社会学部は令和6年度に発足し、初めての入学生を迎えた。情報デザイン学科、現代社会学科いずれにおいても、多様な入試方法を経て入学した学生である。このことを考慮し、入学前教育（入学前スクーリングを含む）、4月実施予定の新入生ガイダンス、新入生研修プログラム及び必修科目「ファーストイヤーゼミ」「基礎演習」で、年間を通してスタディスキルとアカデミックスキルについてきめ細かい指導を行った。両学科とも初年次教育担当教員を組織化して、チームとしての授業計画・学生指導を行った。学修成果の可視化を推進するために導入されているGPS-Academic、さらに、令和6年度から開始されたSugi-PORTを活用した個別面談も行った。令和7年度は特にSugi-PORTの活用を進展させ、学生の学びの支援を充実させていく。

情報デザイン学科では、情報の技術と設計に関する専門の学術を修得し、現代の情報社会における課題解決に必要な情報を分かりやすくデザインし、新しい価値を生み出せる人材の養成を目的としている。そのため必修科目では、令和6年度後期に、1年生からアカデミックスキルの1つとしてアイデア創出のトレーニングを位置付け、企業と協働で授業を実施し、その効果検証を行っている。これらの事業については今後も継続的に行う。令和7年度は2年生必修科目として、デジタルコンテンツの制作技術を習得し、自己表現と社会利用の可能性について学ぶ「情報処理演習A（クリエーション）」と、人間の行動に関わるデータ収集の方法及びデータ分析の基礎を学ぶ「情報処理演習B（リサーチ）」が、通年で開始される。これらの点検を随時行うとともに、令和8年度に開講される「プロジェクト演習A・B」（3年次前期・後期必修科目）、「AR・VR」（3年次選択科目）も考慮し、専用機器等を学生が主体的に活用できる環境整備を進めていく。「プロジェクト演習A・B」については、情報デザイン学科、現代社会学科共同で、授業のプロセスや成果を評価するための指標づくりを行うチームを立ち上げる予定である。

現代社会学科では、「メディア」「観光・まちづくり」「持続可能な社会」をキーワードに、フィールドを重視した学びで社会課題と向き合い、その解決に向けて行動するための知識とスキルを修得し、実践的な学びを通して社会で生きる判断力と行動力、そして、情報活用能力を養うことを掲げている。令和6年度に実施した事業は令和7年度も継続し、加えて下記の内容を進めていく。1年生対象の授業では、授業で展開されるプロジェクトのイメージを共有し、立案実施する力量の基礎を身に付けることを目標とする。前期は、大ナゴヤツアーズ実行委員会が運営するプログラムを利用する。そこでは、以下のことを経験する。

- ①「まち」の魅力を発見する楽しさを経験する。
- ②「まち」の課題を見出し、解決のために思考することの楽しさを経験する。
- ③「まち」を語ることの難しさと楽しさを経験する。
- ④まち歩きをツアーとして企画する力を身につける。

後期は、前期の「名古屋まち歩きプロジェクト」を継承・発展させたPBLとして、地域の魅力を学んだ上で、学生がその発信方法を考えるプロジェクトを展開する。大ナゴヤツアーズのツアー（コンテンツ）の魅力伝える動画を制作する授業受講学生のプロジェクトと、その魅力発信動画を制作している学生たちを記録（撮影）するTA学生のプロジェクトの2つを同時並行して実施する。2年生については、愛知県内の市町村における地域課題を見出し、その課題解決策を考えるためのフィールドワークを実施する。本学科教員の案内により、地域を捉える視点とデザインする視点を現地で学ぶ。また、現地案内人（講師）により、その地域の概要を学び、ワークショップ（体験講座など）への参加によってその地域性を学ぶ。3年生のプロジェクト演習では、各教員がそれぞれのフィールドにおいて、課題解決型のプロジェクトを実施する。プロジェクト演習は令和8年度からの開講であるが、より効果的な実施を企図し、各教員と関係先との連携構築及び実際に学生がどのように携わりどこまで成果を挙げることが可能かの想定等を、令和7年度中に行う。「プロジェクト演習A・B」については、情報デザイン学科、現代社会学科共同で、授業のプロセスや成果を評価するための指標づくりを行うチームを立ち上げる予定である。

＜現代マネジメント学部＞

本学部では、令和6年度から「企業経営専攻」と「公共政策専攻」の2専攻制を導入した。当該カリキュラムにおける特徴は、専門教育科目について企業経営、公共政策の2専攻を設け、企業経営には経営・会計科目を、公共政策には経済、法律、政治関連科目を配置する一方で、従来のキャリア領域については、総合実践科目として再編した上で、社会科学の基礎知識と実践的なスキルを相互に有機的に関連させて幅広く学修させる点にある。令和7年度には、名古屋市等の公務員や年金機構等の公的機関に合わせて10名超の人数が採用されているなど、学生の公務員や公的機関への志向が強まりつつあることに鑑み、学生ニーズに対応できる学修形態や柔軟な2専攻制の構築を更に進めていく。

従来から実施している「アクティブ・ラーニング」については、商品開発等の取組に加え、企業等と連携しSNSを用いたライフスタイルの提案やビジネスプラン構築に当たっており、社会課題の把握等についてもオンラインによる新しい手法での取組を展開している。オンラインを活用した対応が難しい科目においても「アクティブ・ラーニング」の手法を活用すべきことは教員間で共通認識されており、引き続き様々な工夫を取り入れて対応していく方針である。令和7年度においてはPBL（Project Based Learning）としての企業や行政とのコラボレーションを更に拡大させる方針であり、学部横断型社会実践特別プログラムのアントレプレナー育成コースでは、当学部が中心的な役割を担うことが予定されている。こうした取組を続けることにより、学部における全ての学生の主体的な学修を促進するような教育手法の確立とその体制の整備に努める。

また、近年、強化を図っているキャリア教育については、令和2年度から単位認定制度を拡充して語学、情報、簿記等に関する資格取得において実績を上げている。併せて、公務員、教員、秘書、ファイナンシャルプランナー、行政書士、宅地建物取引士等に関するキャリア形成に役立つ資格取得の支援を、令和6年度も引き続き充実させる取組を行った。平成27年度から開始した「税理士職業セミナー」、令和元年度からの日本税理士会連合会寄附講座「税理士による租税講座」開講により、「税理士を目指す学生」を輩出すべく、実学科目の充実を図っているほか、令和6年度においては複数名の行政書士資格取得者を輩出している。

さらに、令和2年度から、野村証券株式会社の寄附講座を開講しており、令和7年度においても引き続き学部教育の専門性と実践性を一層高めていく予定である。

このほか、自己点検・評価において課題として挙げた入試区分別入学者のGPA数値の差異については、令和元年度からAO選抜及び推薦入試による入学予定者に通信教育型入学前教育として英語、国語、数学の履修を推奨している。数学プログラムでは令和3年度にはそれまでのベーシック数学Iを数学ミックス講座に改め、令和4年度には初級レベルと中級レベルの選択制への改訂を行っている。しかしながら、参加者は減少傾向にあることが課題となっており、講座費の一部補助を含め検討を進めていく。また、全学的に実施されているGPS-Academicの評価結果（入学時及び3年次に受検）や学修成果可視化システムSugi-PORTの指標を用いた学生とのコメント、面談によるコミュニケーションを確実に行之、学部教育の更なる改善に努める。

学生ピアサポートグループ「TEAM RENATA」の提案により改修された学生控室でのグループ活動は、令和6年度には複数学年の新メンバーが加入し、対面を中心に活発な活動が行われている。令和7年度は、新入生向け相談会や就職活動壮行会等のピアサポート活動を予定している。なお、令和元年度に整備を行ったワークスペース及びウェブカメラの付いたコンピューター演習室は様々な学外交流等にも活用されており、令和6年度にはコンピューター室120台の更新を実施した。令和7年度には学生控室等のPC更新を予定しており、今後も快適な学修環境を整えられるよう、継続して機器類の保守・更新を行っていく。そのほか無線アクセスポイントの増設を検討している。

＜教育学部＞

令和4年度に開設した「特別支援教育プログラム」は令和7年度に完成年度を迎え、教育実習を実施する。

また、令和6年度は「国語教育プログラム」及び「日本語教員養成課程」が開設し、さらに、「登録・日本語教員養成課程」の令和7年度の開設に向け準備を進めてきた。令和7年度は、7つのプログラムがそろい、それらの実施に伴う諸課題に対して、教育内容検討会議等において調整し、円滑な運用を目指していく。また、専修の在り方と国語・数学・音楽の教科専門プログラムの位置付けが課題となっており、令和10年度の次期新カリキュラムの改訂に向け、それらの検討と計画立案を始める。

学修成果の可視化を基に、学修指導が全学的な取組として開始した。従来の進路相談、個別指導、教職履修カルテと合わせ、学部生全員を対象に効率的な個別指導を実施していく。FD活動としては、令和6年度に複数の授業公開と検討会を再開し、授業改善に取り組んできた。全教員が授業公開するまでを見通して活動を継続し授業改善に努める。また、キャリア教育委員会及び教職サポートルームを中心として、小学校教員を中心とした採用試験の早期化に対応するため、2年次からの支援を計画的に実施していく。

社会連携との関わりでは、「社会連携・社会貢献に関する方針」のもと、社会連携・社会貢献の活動を進めてきた中で、当初はなかった学部方針と具体的な方途を策定した。その方針に沿い、特に併設する学校や園とは、これまで研究活動及び教育活動において構築されてきた関係の継続・発展を目指し、相互的な学びの充実を図る。また、海外教育研修では、オーストラリアの保育施設や学校での先進的な教育実践に触れる研修を継続させるとともに、イタリアを新たな研修先に加え、現地機関との協力において外国語（英語）教育及び異文化間教育に関する研修の安定的実施を確立していく。幼稚園及び保育所・施設での実習については、令和7年度から本学が愛知県保育実習連絡協議会の会長校を務める予定である。そのため学部と教務課が協働し、県内の各養成校及び園・施設等や関係団体と連携をとり、県内の実習の円滑な運営を進めていくことが求められる。さらに、令和6年度に学部棟内に開設した名古屋市地域子育て支援拠点「すぎばーく」の活動の充実に向け、学生ボランティアや教員による講座や保育相談の実施等、同拠点との連携を深め、貢献に努めていく。

専任教員の令和6年度の全体構成は、後任人事と国語コースの開設や学部改組により新たに5名が加わり、教員間の更なる交流・連携が求められた。学部運営においては各専修・コース・領域において共通理解を深め、授業実践等の交流を進めていく。

教員・保育士の社会的不人気に伴う入学志願者減少への対策として、志願者・入学者の確保を将来計画委員会の重点課題にあげる。学部広報委員会と連携し、SNSを活用した情報発信、在校生・卒業生の協力、保護者対応、学部案内のリーフレット作成、オープンキャンパスの充実等による来学者へのインセンティブを講じ、取り組んでいく。また、志願者に対する受験機会の拡充及び早期の志願者確保をねらい、入学試験においては、学部のアドミッション・ポリシーに照らし、教員養成・保育士養成課程において成長が見込まれる学生を選抜できる試験方法を、総合型入試、公募推薦型入試において改善していく。

入学志願者の減少への対応、卒業生への意識調査、在学生の学修成果の可視化等については、全学での調査実施と併せ、学部IR組織が調査分析活動を展開している。それらのデータを学修指導や進路相談、就職支援や広報活動に効果的に活用していく。特に、令和6年度に導入した探究活動入試合格者の入学後の追跡調査等、入試区分に基づく解析を重点項目として行う。また、卒業生の追跡調査として就職先の保育施設や学校へ調査を広げ、その分析を学部IR組織と将来計画委員会、教育内容検討会議、キャリア教育委員会が連携して行い、その結果を基に教育内容と進路指導の充実と改善を図る。

<看護学部>

令和7年度は、団塊世代が75歳以上になることで、国民の多くが後期高齢者となる2025年問題の年である。超高齢社会における疾病構造の変化、療養の場の多様化、地域包括ケアシステムの推進という背景や多様化・複雑化するケアニーズに対応できる看護職者を育成することに焦点を当てた現行カリキュラムを継続して展開する。持続可能な開発のための目標（SDGs）、Society 5.0、第4次産業革命、人生100年時代、グローバル化、地方創生を掲げ、予測不可能な時代を生きる人材像を志向して、本学で展開される学部横断型社会実践特別プログラムへ看護学部は積極的に参画する。

さらに、令和10年に予定されている看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を視野に入れて、コンピテンシー基盤型教育に転換することを目指した新カリキュラムの構築に取り組む。具体的には、看護学部カリキュラムワーキングでの検討を継続する。普遍的な知識・理解に加え、現行カリキュラムより更に汎用的技能を修得できるよう、学部横断的な科目や多職種連携に関連する科目を設定する。新カリキュラムによって、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材の育成を目指す。

BYOD (Bring Your Own Device) の推進については、令和7年度は、看護学部 に在籍する全学生が対象となる。情報処理・情報活用能力を涵養するために、パソコンを利用する授業を多く展開し、授業以外にも、学生生活や就職活動など様々な場面でもパソコンを活用する。主な活用法は、電子教科書への転換、授業で配信される教材資料の閲覧、学習管理システム (LMS) を活用した予習・復習、レポートやプレゼンテーション資料の作成、インターネットを活用した資料の収集、履修登録、シラバス閲覧、成績通知やポータルサイトの活用、教育用電子カルテ Medi-EYE を活用した看護過程展開の演習、オンライン授業及び個別指導の受講、就職活動での利用 (ガイダンスや企業説明会へのオンライン参加、エントリーシートの作成等) などである。そのため、令和6年度に203教室を改修し、クラウド版Wingnetを導入し、BYOD利用者をより活性化させようとする環境へと整備した。ハイブリット授業 (対面+オンライン) で柔軟な受講が可能となったため、個々の学生のPC画面を確認しつつ、授業をライブ配信するなどして、学生にとってより活気ある空間づくりを目指す。

保健師教育については、これまでは学部定員の15% (=15名) が保健師国家試験受験資格を取得できる選択制で対応してきた。この選択制に加え、令和7年度から本学の卒業生及び他の教育機関を卒業した看護師にリカレント教育の機会として、公衆衛生看護学専攻科がスタートする。昨今の少子超高齢社会の進行や地域力の弱体化、地域保健を取り巻く課題の多様化・深刻化が進む中、新型コロナウイルス感染症の再拡大や新興感染症への予防・対策を含めた公衆衛生看護活動、各地で発生する自然災害等の健康危機管理対策等に対応できる実践力を備えた保健師養成が期待できる。令和7年度は、その開始年として効果的な教育が展開されるよう実施に踏み切る重要な時である。

看護学部は臨地実習を多く開講し、学部を離れての教育活動が連日展開されている。学部の方針と各専門領域の方針との融合、教員間の意思疎通や連携、情報伝達が重要・不可欠である。各領域に助教を10名配置し、学外での看護学実習指導を主な業務とする助手 (9名) については、個々のキャリアアップを支援しながら、自律的に業務に取り組み、各看護学領域の教育指導のみに限定せず領域横断的に業務に従事させる。令和7年度は、令和6年度から検討を開始した“10専門領域の横断的な連携を促進し、各領域での教育において助手・助教が円滑に教育に参加できるようなシステム (プール制と称する)”の本格的稼働にシフトする。また、令和6年度以降は、1学年定員を110名として入学生を確保しているため、永続的な120名分の実習開講が可能となる実習施設の確保とローテーションを決定していく。

3. 大学院教育

<生活科学研究科>

修士課程食品栄養科学専攻では、管理栄養学科でのカリキュラムとの整合性を図りつつ、社会と時代の要請に応えられ、かつ定員確保につながるように、より魅力ある大学院を目指している。

本専攻においては、定員確保につながる研究分野の拡充を図るために、現在担当教員の退職により不在となっている応用栄養学分野及び食品機能学分野の担当教員の補充、さらに、令和7年度には調理科学分野担当の教員が退職し不在となるため、その補充が喫緊の課題となる。外部評価からも指摘を受けたように、学部教員とは別枠での大学院専属担当教員の配置、あるいは非常勤講師の委嘱等により担当科目の教員を令和7年度中に補充する。

修士課程生活環境学専攻においても定員確保が重要課題である。このことから、InstagramなどのSNS

を活用した大学外に向けたPRにより、他学部在学学生、他大学の卒業生の入学を促進している。また、現在行っている指定校選抜制度の有効活用により、これまで以上に学内外からの入学生を増やす方策を検討する。さらに、令和4年度に新設された衣料管理士「専修」が、近隣では本専攻でのみが取得可能であることを積極的に学内外に向けて情報発信する。

また、担当教員の退職により不在となっている住宅計画分野、建築材料・構造力学分野の担当教員の補充人事を進める。

博士後期課程人間生活科学専攻では、令和7年度には教員1名の退職により担当教員が6名となる。教員の人数不足の課題は大きく、かつ定員も充足できていないことから、令和7年度も継続的に担当教員の確保が重要課題となる。同時に、魅力的な博士後期課程教育・研究、その一環として、社会人も含めたインターンシップの活用、専門性を高めるための実践力のスキルアップや教員免許更新のサポート体制を学内外に広く周知する。

生活科学研究科全体としては、学内外からの入学生の受入れを増やすための方策として、令和6年度から修士課程、博士後期課程の両課程において早期修了制度を具体化した。さらに、授業の魅力を向上させ、学生の便宜を図るために各研究分野の特論を隔年開講から毎年開講とした。こうした環境整備により、社会人や、すでに研究に携わっている者がより入学しやすい環境となったが、実際に入学希望者が増加するか今後の推移を見極め、更なる検討を行う。

一方で、学部4年と修士課程2年の6年一貫教育、さらには博士課程を含めた計9年の一貫教育体制、あるいは修士課程と博士課程の5年一貫教育体制は徐々に確立されてきていることから、この状況を広く学内外に周知する。その一歩として、学外を含めた対面の説明会を年に2回以上に増やす。また、平日6限目や土曜日の講義開講体制が大学として整備されれば、積極的に取り入れ、様々な環境にある学生のニーズに合わせた柔軟な授業対応を開始し、同時にその具体的内容について学内外に発信する。

<人間関係学研究科>

人間関係学研究科では、社会学領域及び教育学領域を令和3年度で廃止し、それに代わる人間共生領域を令和4年度に開設した。これは「椋山女学園大学改革アクションプラン2020」に織り込まれていた「大学院教育の改善点の洗い出し」を本研究科において実行した結果である。このカリキュラム変更に合わせて、令和4年度から指導体制も従来の研究指導担当・研究指導補助担当に加えて、新たに授業科目担当を設け、教員組織のメンバーも一部入れ替えた。それによって年齢構成の偏りも改善された。以上はPDCAサイクルにおけるA（改善）であるとともに、新たなD（実行）とみなされ、令和4年度以降は次なるC（評価）に取りかかることとなった。

定員未充足問題を改善するため新領域を開設した結果、人間共生領域では令和4年度の入学者は確保することができなかったが、令和5年度は2名、令和6年度は1名の入学者を確保することができた。しかし、定員未充足の問題を解消するには至っていない。臨床心理学領域では、令和5年度に14名、令和6年度に12名の入学者を確保し、令和6年4月時点で28名の在籍者がおり、定員を充足している。人間共生領域における入学者確保のための取組は令和5年3月の研究科委員会でも審議され、学内広報や社会人への案内の充実などの取組がなされているが、問題解決には至っていない。令和5年度に実施した外部評価でも指摘されたが、今後は社会人選抜に対する入学者確保の取組や広報の強化を図る。社会人学生を確保するため、夜間開講科目、土曜開講科目について、メディア授業を活用した授業の展開を積極的に広報していく。

令和6年度も、学内外の広報活動を推進し、本学の学部生を主たる対象にした日進キャンパスでの説明会に加えて、学外者も参加しやすいよう星が丘キャンパスでの説明会を実施している。令和6年5月に開催された本学学部生を主たる対象とした説明会には、34名の参加者のうち学外からの参加者が3名含まれており、今後も学外からの参加者を積極的に受け入れていく。

臨床心理学領域では令和4年度に、人間関係学部心理学科の公認心理師選抜コースを履修した初年度の学生が入学したことで、6年間の公認心理師育成課程が実現した。令和5年度においては、学部・大学院を通

した6年一貫教育という視点での課程教育において、初めての修了生を出した。令和6年度は12名の入学のうち学内から8名の入学者を迎えることができている。このように学部教育の充実により大学院進学者を確保できていることから、今後も学部教育における学外実習先を堅持し、実習先での実習学生に対する教育・指導をより充実させる。

また、令和6年3月に実施された公認心理師試験の現役合格率は100%であった。高い合格率を維持するために、講義内容及び学修教材の一層の充実を図るとともに、受験対策講座を学外の予備校講師を招いて開講する取組及び臨床心理士2次試験の面接対策のための教員による面接指導も引き続き実施する。

社会連携としては、従来から日進市と臨床心理相談室が提携して保護者相談会や2回まで無料の相談活動を行ってきた。継続しているケースについては大学院生に子どものプレイセラピーを担当させ、教員がスーパービジョンを行うことで、学生の実習機会にもなっているため、令和7年度も引き続き行っていく。

さらに、令和6年度の学部改組により、人間共生領域で研究指導を担当していた2名の教授が他学部に移籍したが、令和4年度から研究指導担当教員をスムーズに補充できるように体制を整えてきた。令和6年度には新しい教員体制での大学院教育となったが、研究指導などで学生に不利益が生じないように、在学生に対しては同じ教員による研究指導を継続している。

内部質保証については、毎回のアンケート調査と領域での話し合いだけでは授業の改善が不十分であるため、令和4年度から、経年変化をフォローすることにより、このシステム自体が有効であるかどうかを検証し、改善に向けた対策を検討していくこととした。臨床心理学領域では、毎回の話し合いだけで終わらせるのではなく、授業改善の求められる教員には次年度の取組に向けての改善計画を領域代表に提出させて記録を残しておくことに決めた。この取組により令和5年度の授業評価において改善が見られた。このことから、今後も教員の授業改善への意識を高めるために同様の取組を行い、経年変化を見ていくこととする。さらに、令和5年度後期から、アンケート結果を反映した改善内容を学生に対してフィードバックしているが、そのような教員と学生との相互的なやりとりによって内部質保証の実質化を促進していく。

また、臨床心理学領域においては公認心理師・臨床心理士という「高度職業人養成」の目的達成に関する質保証の評価を行い、資格試験の合格率を評価指標として、合格率が低い場合は改善方法を検討していく。

学修成果の可視化については、令和5年度から実施している。学生自身がディプロマ・ポリシーに基づく学修・研究面での達成状況を振り返り、指導教員からのアドバイスを踏まえて、修了時にディプロマ・ポリシーに定めた目標に到達できるようにするため、学修成果の確認を行っている。今後は、この学修成果の確認結果に基づき、ディプロマ・ポリシーの見直しを含めた教育改善につなげていく。

成績評価の客観性・厳格性・公正性・公平性を担保するための措置は、多数の教員が関わる一部の科目では実現されている。一方で、担当教員が1名の科目は、シラバスによる評価基準、評価観点の明記以外に措置がとられていなかった。そこで、成績評価の客観性・厳格性・公正性・公平性を担保するための措置について、令和5年2月に開催された研究科委員会において審議した。その結果、第三者によるシラバスチェックの際に、成績評価の基準や評価観点が妥当であるかをチェックすることに決めた。令和5年度に実施した外部評価においては、成績評価の客観性・厳格性・公正性及び公平性の確保を一層向上させるため、修士論文の審査における領域での合議による最終判断、半期ごとの再審査措置などについて、その運用実態についても点検・評価することが指摘された。そのため修士論文で再試験になった者については、主査及び副査の複数の教員による合議の結果を明示することにより、審査の透明性を高めることとした。これらの改善の取組はすでに始まっているが、今後、その成果を検証することとする。

<現代マネジメント研究科>

現代マネジメント研究科は、社会の諸活動、諸問題等に係る広義のマネジメントに関する専門の学術を総合的に考究することにより、主体的に問題を発見し、解決する行動力及び管理者能力並びに高度な研究能力を兼ね備えた人材を養成する。これまでの修了生は、大学院での学修内容を企業や自ら経営する事業等において生かすとともに、大学院博士課程に進学して研究職を目指している。また、令和元年度には本研究科初

の税理士資格登録者を輩出するなど、研究科での教育研究が一定の成果を上げている。このような専門教育を生かしたキャリア形成は、本学が中長期計画の主導コンセプトに掲げる「トータルライフデザイン」の実現に寄与するものといえる。一方で、本研究科では、開設年度を除き、入学者数が定員を満たしておらず、「2020年度（令和2年度）大学評価（認証評価）結果」において、「定員管理の徹底」が改善課題として指摘された。令和4年9月に実施した外部評価においても、「定員が充足できていないこと」が課題の筆頭に挙げられた。しかしながら、学部におけるキャリア教育の効果もあって内部進学希望者が複数名おり、令和7年度は入学定員を満たす可能性が十分にある。なお、令和6年度は、「職業実践力育成プログラム（BP）」会計・税務特別プログラムの対象者1名を含め入学者数は合計4名であった。

また、正課外となる経営系履修証明プログラムは、令和6年度においては前期14名、後期13名の履修者があり、令和7年度からプログラム名称を「女性リーダースキルアップコース（ビジネス・マネジメント）：前期開講」「女性リーダースキルアップコース（コーポレート・ストラテジー）：後期開講」と一部変更することによって受講対象者をより明確にし、引き続き運用していく。なお、初年度となる令和5年度履修生がプログラム修了後、所属企業において管理職に就くなどキャリアアップの実績が報告されており、大きな成果を生み出している。

上記を踏まえ、令和7年度においては、以下のような目標を掲げ、教育研究を遂行する。

(1) 定員確保に向けた研究科の魅力の発信と広報の強化

令和7年度の目標の1つ目として、定員確保のための情報発信と広報の強化を挙げる。税理士希望の内部進学希望者が増加傾向にあることを踏まえ、学部生に対し、早期から大学院進学と結びつけたキャリア形成に関する情報提供を行う。これとともに、2つのプログラム（会計・税務特別プログラム、経営系履修証明プログラム）を中心に、実践性の高い学びを直接的・間接的に広く研究科の魅力として学部生や地域社会に発信し、広報の強化を図る。

(2) 2つの社会人向けプログラムによるリカレント教育及びリスキリングの充実と専門家・関連団体・企業等との連携強化

令和7年度の目標の2つ目として、上記の2つのプログラムの充実と、社会人や企業等とのつながりの強化を挙げる。会計・税務特別プログラムは、会計・税務に関する科目群により構成され、文部科学省の「職業実践力育成プログラム（BP）」として認定を得た上で、厚生労働省の「専門実践教育訓練講座」に登録し、教育訓練給付金の受給を通して、社会人受講生への経済的支援を行うものである（令和4年12月22日認定）。令和5年度から、このプログラムを運用し、リカレント教育及びリスキリングの充実を図っており、令和6年度には職業実践力育成プログラム評価協議会にてBPプログラムの内容について点検・評価を行った。令和7年度においては、点検・評価の結果をもとに、文部科学省に対し、3年間の当該プログラムの定期確認（実施状況の報告）を行うとともに、必要な改善を行い、再認定の手続きを行う。

経営系履修証明プログラムは、経営系科目の一部を用いて、主に企業で管理職を目指す女性社員に必要な知識や技能を提供する正課外のプログラムで、令和7年度からは上記のとおりコース名を変更し、「女性リーダースキルアップコース（ビジネス・マネジメント）」「同（コーポレート・ストラテジー）」の2コースを用意している。令和5年度から開始したこのプログラムを、令和7年度は、更に発展的に運用する。具体的には、主な履修対象を、従来の「働く女性」から「女性リーダー」に据え直し、受講者への職業的専門能力やリスキリングの強化を図る。さらに、地元を中心とする企業に対して同プログラムの周知を図り、受講生の推薦など、プログラム運営に協力を得る体制の構築を試みる。また、履修証明プログラム修了生の大学院進学についても情報提供を積極的に行い、その可能性を追求する。

これら2つのプログラムの充実により、中長期計画の到達目標に掲げられているキャリア支援、学生確保、社会連携の達成を目指す。

(3) 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置の検討

令和7年度の目標の3つ目として、本研究科における客観的な成績評価の在り方の検討を挙げる。成

績評価の客観性、厳格性の担保については、令和6年度の課題としても掲げられているが、各科目の受講者が1名から数名と非常に少人数であることもあり、適正な措置を検討することが困難な状況にある。しかしながら、成績評価の在り方は、質の高い教育を提供する上でも、受講生の学修意欲を高めるためにも重要であることから、令和7年度においても、継続して、本研究科の特性に応じた学修成果の測定及び成績評価の方法について検討を重ねていく。

＜教育学研究科＞

令和7年度は、令和6年度に引き続き、教育体制の改善を進め、今後の教員採用状況や新しい学校教育環境に対応できる高度な実践的指導力を備えた専門職の育成に取り組む。教育体制改善の柱の1つとして、令和9年度国語教育専修コースの開設を目指して条件整備に努める。当面の重点課題である定員の確保については、令和4年度2名、令和5年度2名、令和6年度1名の入学者があった。令和7年度入試については、令和6年10月31日現在、志願者0名である。令和7年2月にも入学試験が実施されることから、志願者が確保できるように広報等の実施を予定している。令和7年度も令和6年度を踏襲し、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ感染を常に警戒し、遠隔授業の体制を整備して安全確保に努める。

令和7年度については、次の諸点を課題目標とする。

- (1) 令和9年度国語教育専修コースの開設を目指して、カリキュラム等を整備する。
- (2) 充実した教育活動が行えるように、教員の研究活動の活性化とFD活動による教育指導能力の改善に取り組む。
- (3) 教職インターシップの充実を図り、新任教員の初任者研修と同等の指導力養成効果を増強するため、実施校（併設の高等学校、中学校、小学校、幼稚園等）・名古屋市教育委員会の協力を得て、より適正な教育指導体制を充実させていく。
- (4) 現職教員が在職のまま、学びやすい諸条件を整備し、その広報に努める。
- (5) 学部生への大学院説明会及びウェブサイトでの大学院紹介、オープンキャンパスでの大学院入学相談を行い、学外者（卒業生・保護者を含む）には「教職課程増刊『教職大学院教育系修士大学院徹底ガイド』（協同出版）」に本研究科の内容・特色を掲載し、定員確保を実現できるように努力する。

4. FD活動

令和6年度は、大学改革アクションプラン2024に基づく教育の内部質保証及びアクティブ・ラーニングの活用のため、FD活動を推進した。具体的には、全学FD委員会の下で、FD研修会、授業アンケート、学生FDスタッフによる授業支援、新任教員FD研修等を実施した。また、教職課程委員会の下で、教職課程FD研修会を開催した。

令和7年度は、引き続き相山女学園大学中長期計画に基づき、授業アンケート結果の活用、アクティブ・ラーニングの活用についての検討を行うほか、以下のFD活動は、継続して実施する。

- (1) 授業改善を図る取組
 - ①授業改善のための授業アンケート、リフレクションの公開
 - ②専任教員の教育・研究活動に関する自己点検

このうち、①の授業アンケートの内容については、授業改善につながるよう、全学FD委員会において精査し、学部学科にて分析・検討を行う。
- (2) FD研修
 - ①全専任教員対象FD研修
 - ②学部FD研修
 - ③新任教員FD研修
 - ④学外FDプログラムの周知

教員の資質向上や魅力ある学修を行うために、専任教員全員を対象にした研修を実施するとともに、他大学等で実施される学外プログラムについても情報共有を行う。

(3) シラバスの改善

より効果的な教育を実施するために、シラバスの記載内容が適正であるかどうかを確認する第三者チェックを引き続き実施する。

(4) 大学院FD活動

4 研究科におけるFDに関する情報交換を行うとともに、大学院生対象の授業アンケートを実施し、集計結果から判明した課題に対する授業改善を検討する。

5. 学修支援

(1) 教育課程の体系化

本学の教育目的、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた教育課程の編成及び実施について、大学運営会議等で検証を行っている。

令和7年度においても、大学運営会議や各学部等での検討に基づき、大学全体の教育課程の体系化に向けた検証及び改善を行っていく。

(2) 学修成果の可視化

教育の内部質保証において重要となる学修成果の可視化については、各学部学科のディプロマ・ポリシーと育成する4つの能力との対応関係を明確にした上で、教育課程レベルでは、カリキュラム・マップに基づき4つの能力の達成度及び科目分布を可視化し、各学部の自己点検・評価の参考資料としている。

令和6年度から学修成果可視化システム（愛称：Sugi-PORT）の運用を全学的に開始した。同システムでは育成する4つの能力の達成度がレーダーチャート化され、教育課程ごとに検証可能となっている。一方で、学生にとっても、自身の学修成果が可視化されるとともに、ポートフォリオ機能を活用して、教員面談・教員コメントによる助言を受けながら、学修者自身が成長実感を得られるよう運用が設計されている。令和6年度は、学生用の利用マニュアル等の準備を進め、9月開催のFD研修会において教員向けに同システムの活用方法などに関する説明会を行い、同システムを活用した学生面談を開始した。同システムを活用した学修成果の可視化に向けた面談の過程で、学生においては目標設定（長期目標、中期目標）やそれに対する自己評価や振り返りの入力、教員においては学生面談後のコメント入力など、運用上の課題が明らかになった。

令和7年度は、これらの課題に対し改善を進め、同システムの学修ポートフォリオ機能を活用し、学修支援を継続していく。また、教育課程レベル及び学生個人レベルのいずれにおいても可視化を実質化することによって、今後も可視化の結果を学生への学修支援につなげるとともに、椋山女学園大学中長期計画に基づいた教育内容の充実を進めていく。

(3) 学修要支援学生への支援

本学は、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学修・生活・進路の3つの支援方針を「学生支援に関する方針」として策定し、公表している。

その方針に従い、各学部学科で定める基準により、欠席調査及び修得単位数の少ない学生の抽出を行い、いち早く支援の必要性を把握するとともに、GPAを基にした履修指導・進路指導を行っている。令和7年度も方針に基づいた取組を継続し、新学部も含めた各学部学科で定めた基準により要支援学生への支援を行う。

(4) 多様な学びへの支援

コロナ禍以降、令和5年度からは対面授業を原則とする一方、令和4年度に制定した大学・大学院の「大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業に関する規準」に基づき、教育効果が期待で

きる場合及び休講に対する補講が対面授業で設定できない場合については、遠隔授業（メディア授業）の実施を可としている。このようなことから、休講に対する補講を遠隔で行う場合は、オンデマンド型のみ可とするなど、個々の授業の状況に応じて一部の授業を遠隔にて実施している。引き続き、対面授業における事前事後学修や出席管理などにLMS（学習管理システム）等をツールとして活用することを推奨し、教育のICT化を継続している。また、段階的にBYODを推進し、令和6年度新入生に対しても大学に持参できるノートパソコンの購入を推奨（看護学部のみ電子教科書への対応のため必携化）した上で、学内の無線LAN通信環境の充実等により、学生の学修環境を支援した。

令和7年度においても、椋山女学園大学中長期計画の実実施計画Ⅱ期に基づき、学生の多様なニーズに応じた学修支援を行い、教育効果を高めるとともに、学生が学修を深めることができる環境を整えるという諸課題に取り組むため、①学修ポートフォリオの再整備、②学生の主体的学習のサポート、③GPAを活用したきめ細かい指導（成績優秀者に対する履修単位数の上限緩和の導入拡大等）、④アクティブ・ラーニングの活用、⑤図書館機能の充実、⑥ICTの活用（e-Learning等）の取組を引き続き進める。

また、令和7年度から新たな取組として、高大連携推進を念頭に置いた、併設校生を対象とする「高大接続科目等履修制度」や、本学学生を対象とする「学部横断型社会実践特別プログラム」を新設する。

Ⅲ. 学生生活支援

1. 奨学金制度

「学生支援に関する方針」に基づき「学生支援のためのガイドライン」に沿って、経済的に困窮し、修学困難な学生に対する組織的支援を行っている。令和6年度の主な経済的支援としては、387名が利用した授業料減免、給付型奨学金及び1,189件の利用があった日本学生支援機構の貸与型奨学金等、学内外の各種奨学金制度の募集・斡旋、個別相談の実施、授業料等の分納・延納の受付などを行った。その結果、多くの学生に経済的支援を行うことができ、学納金未納による退学者の減少につながっている。

また、成績優秀者上位5%の学生には、学業優秀賞として1万円を授与し、研究活動、文化・芸術活動、スポーツ活動、社会貢献などで顕著な功績を残した学生には、特別活動奨励賞として3万円を授与した。

国際化・グローバル化推進のため、私費外国人留学生の授業料の減額及び私費外国人留学生特別奨励金の給付を行った。

令和7年度も引き続き「学生支援のためのガイドライン」に沿って、経済的支援が必要な学生が一人でも多く、安心して学生生活を送れるように、日本学生支援機構奨学金や椋山女学園貸与奨学金の有効的な併用を勧めるなど学内外の奨学金制度を活用して支援を行う。また、日本学生支援機構等が募集する国際化推進のための奨学金制度への申請を積極的に行い、留学する学生の経済的支援を図る。

2. 健康管理・メンタルヘルス

「学生支援のためのガイドライン」に従い、メンタルヘルスや身体面での支援が必要な学生に対して、学生相談室カウンセラー、学校医、医務室及び関係教職員が連携して、学生・保護者から学生生活に必要な要請を聞き、「配慮願い」を作成して関係教員へ支援協力を行っている。特に、メンタルヘルスの問題を抱える学生は増加傾向にあり、学生相談室カウンセラーが中心となり、学生・保護者、関係教員と連携しながら支援を行っている。また、学生が学生相談室を身近に感じ、気軽に利用できるような方策としてイベントなどを実施しており、令和6年度は「多肉植物の寄せ植え体験」及び「クリスマスのスワッグ飾り作ってみませんか」を実施した。これらの取組については、令和7年度も継続していく。

また、学生相談室カウンセラー、学生課職員も学外の研修会に参加し、障害を持つ学生への対応についての知識を深め、必要な支援ができるようなスキルアップを令和7年度も引き続き行う。

令和5年度に「椋山女学園大学全学障害学生支援委員会規準」を制定した。全学障害学生支援委員会は、

障害のある学生への合理的配慮を行うため、「椋山女学園大学における障害のある学生の支援に関する基本方針」に従い、本学における教育及び学生生活の支援、学修環境の整備に関する事項を審議する。令和6年4月には、星が丘キャンパス障害学生支援室を設置し、キャンパスソーシャルワーカーを1名配置した。

令和7年度は、障害者に対する合理的配慮の対応については、様々な障害のある学生が、どこを頼ったらよいか戸惑うことがないよう、学生相談室、医務室、教務課を統括するワンストップの窓口の仕組みを構築する。

大学ハラスメント防止対策委員会において、令和6年度はハラスメントの予防対策として、学園と連携したハラスメント防止講演会、新入生向けのリーフレット配付、ポスターや相談窓口担当者カードを作成し、ハラスメントの防止対策に努めた。また、相談窓口担当教職員を対象とした研修会やニュースレター発行(年2回)なども行った。令和7年度も、ハラスメントの予防やハラスメントのない大学となるようにこれらの事業を継続していく。

3. 課外活動・学生生活支援

令和6年度は、課外活動には大学全体として17.3%(昨年度:15.6%)の学生が参加しており、公認団体は49団体となった。その内、38団体について、活動に必要な経費支援を行った。令和7年度も引き続き活動実態・活動実績に応じた活動経費の補助を行っていく。

大学祭については、土日での集客率の差を解消するため、令和6年度は日曜日にも著名な美容家によるスキンケア講座を実施した。近年は飲食を提供する模擬店が減少し、昼食時間帯に来場者が帰宅する問題が生じているため、対策として次年度はキッチンカーを招致する。

災害時の学生の安否確認として、「災害(地震)対応マニュアル」を基に、令和6年度はGoogleフォームを利用した安否確認テストを実施した。令和7年度も南海トラフ地震等の大規模災害に備え、学生の防災意識を高めるためにも安否確認テストを実施する。

学生寮の令和6年11月30日現在の入居者数は98名、入居率は66.9%であり、令和4年度より増加した。令和7年度は備品について、順次更新を行う。学生寮では毎年1回防災避難訓練を実施しており、令和7年度も実施する予定である。

学生が学生相互で支え合い、学生生活支援、新入生支援、キャリア支援、留学生支援、図書館利用支援、入試広報支援などで、学生が主体的に活動し活躍できるようになるために学生サポーター制度を設けている。令和6年度は新入生向け相談会等の活動を行った。このように学生サポーター活動は継続的に行われているが、活動に関する学生の認知度が低く、参加する学生が少ないため、令和7年度は活動が活発となるよう、令和6年度に引き続きサポーター活動の学内広報を強化し、学生の主体性を活かしながら学生サポーター活動の支援を行っていく。

4. 学修・生活指導教員制度の充実

学修や家庭環境、メンタルヘルスなど様々な問題を抱えている学生に対して学修・生活指導教員が相談や支援を行っている。学生が指導教員と相談しやすくするため、全教員のオフィス・アワーをS*m*a*pで公開しており、令和7年度も引き続き公開を進める。

また、中途退学者や除籍者を減らしていくための施策として、授業の出欠状況や成績・単位修得状況により、支援が必要と思われる学生に対して早期の段階から助言・指導を行っている。令和7年度も継続して支援を実施する。

5. 就職支援・キャリア支援

令和5年度から椋山女学園大学中長期計画の実施計画Ⅱ期がスタートし、3年目となる。実施計画Ⅱ期2年目までの結果を踏まえ、キャリア育成センターは、計画の確実な履行に務める。また、学生の就職活動が早期化、そして長期化していることを踏まえ、学生が希望する進路を実現できるように、令和7年度は就職

ガイダンスをはじめとした学内イベントの内容や実施時期の見直しなど支援体制の充実を図り、就職の「質」を向上させ、卒業後も支援できるよう事業を展開していく。

(1) キャリア教育

1年次の全学生の必修科目である「人間論」及び教養教育科目領域7「トータルライフデザイン」において、キャリア教育の導入教育を行う。特に「ワークライフキャリア（旧 仕事学入門）」では、就職相談員が授業に積極的に関わることで、低学年からのキャリア支援の機会提供につなげる。キャリア形成実習（旧 インターンシップ）での就業体験や人材バンクの活用により実社会で活躍する人材との交流機会の提供を行う。

また、大学ポータルサイト S*m a p で掲載している e-Learning「Workschool」についても、全学部の学生に対して、活用を促進する。

(2) キャリア支援

学生の就職環境は好調な時期が続くことが見込まれる状況を踏まえ、実就職率（卒業生から大学院進学者を除いた学生に対する就職者の割合）の向上を目指す。

そのため、就職活動支援として就職ガイダンスを中心に、フォロー講座、対象別セミナー・イベント、学内企業説明会、OG・内定者交流等を通じて、自己理解、業界・企業研究支援を行い、学生の就職に対する意識の向上を図る。また、マナー講座や面接・グループディスカッション対策講座、筆記試験対策プログラムにより、面接対策や筆記試験対策を行い、技術面での支援や、就職相談員によるミニ講座等を開催し、きめ細かな支援に留意する。また、公務員、教員・保育職及び看護職など企業就職以外の進路支援を実施する。学生には支援の全体像を提示し、分かりやすい講座運営を行うとともに、アンケートを通じて満足度等を確認し、適宜改善を図る。

特に個人面談に重きを置き、学部や学生相談室と連携を図りながら、一人ひとりに応じた支援に配慮する。職員及び就職相談員で事例研究等を行い、情報の共有を図りながら個人面談を充実させる。このほか、内定を取得した4年生が学生サポーターとして企画運営するイベントを開催し、下級生の就職活動の支援を行う。また、保護者の理解も重視し、情報発信を強化する。

(3) 企業開拓・広報活動

多くの卒業生が就職している企業や団体との情報交換・信頼関係を深めるほか、学生のニーズに応え、大学での学びを活かすことができる企業を開拓する。企業向けパンフレットなどを通して本学での学びや学生の魅力、資質を社会に広め、より多くの企業や団体に本学を認知してもらうことで採用機会の創出につなげる。コロナ禍で中断していた企業訪問は令和5年度から再開しており、令和7年度も継続して実施する。

(4) キャリア教育・キャリア支援体制の検証

卒業生や在学生、企業へのアンケート及び外部評価により、本学のキャリア教育及びキャリア支援に対する検証を行う。体制の見直しとして、令和7年度から、地方自治体が実施する教員採用試験における大学推薦に関する業務は、キャリア支援課で行うこととした。このように検証で顕在化した課題については、キャリア育成センター運営委員会等で協議しながら改善の検討を行う。

IV. 研究事業

1. 研究支援（研究費・研究環境制度の整備・充実）

研究支援については、個人研究費及び学園研究費の配付、外部研究資金の獲得支援がある。また、「大学活性化経費対象事業」については、大学の活性化を目的とした優れた事業に対して、学長主導の下、予算配付を行っている。

学園研究費の配付では、個人研究のみではなく学部内及び学部を越えた共同研究に対しても支援している。外部研究資金（科学研究費助成事業、その他の学外研究助成金、受託研究費等）の獲得は、単なる学園財政

上の問題を越えて、その採択、実施自体が大学に対する社会的評価の向上を伴う。

また、令和7年度科学研究費の採択率の向上を目指した講演会について、外部講師に依頼し、オンライン形式で開催した。令和6年度は、科学研究費助成事業（令和7年度新規分）への応募件数が、59件（令和6年度新規分は60件）であった。

令和7年度は、学園研究費においては、引き続き学部を越えた学際的な共同研究のほか、企業との共同研究につながるような課題を奨励していく。さらに、学長のリーダーシップの下、研究助成の採択向上を目指し、外部研究資金、科学研究費助成事業の説明会及び令和8年度科学研究費の採択率の向上を目指した講演会を実施するほか、教職員向けウェブサイトを活用して、外部の研究資金の周知を行い、併せて研究支援体制を強化していく。

2. 調査・研究

令和5年10月1日に設置された人間学・ジェンダー研究センターの令和7年度のプロジェクト調査・研究活動としては、5つのプロジェクト（①人間論（哲学）、②人間論（人類学）、③ジェンダー論、④発達、⑤環境論）及び公募プロジェクトの実施を計画している。プロジェクトの研究成果は活動報告会等で発表され、年誌『人間学・ジェンダー研究』（旧『椋山人間学研究』）にも掲載し、公表する。また、プロジェクト活動は、3～4年で研究成果をまとめ、論文集にまとめる計画である。令和7年度は、各プロジェクトの調査・研究活動を積極的に行い、より深化した研究実績を学内外に発信しながら進めていく。

また、公募プロジェクトについては、これまで単年度の研究活動であったが、令和6年度から2年間の研究活動も行えることとなり、研究費予算も増額した。さらに、令和7年度は、採択枠をこれまで1件であったものを2件とし、全体的に研究費予算を増額する措置を行い、研究活動の支援を強化する。

年誌『人間学・ジェンダー研究』は、本センターの紀要として発行し、その掲載内容は各プロジェクトの研究成果を中心に、人間講座や椋山フォーラムの開催報告等をまとめ、本センターウェブサイト上で学内外に向けて公開する。

3. 研究成果の公表（研究活動の点検・評価を含む。）

本学ウェブサイトの「情報公開」欄に「大学・大学院教員一覧【履歴業績】」を設け、教員ごとの履歴や教育研究業績、社会的活動等の情報を毎年更新し、情報開示している。ウェブサイトの「研究・研究成果」欄からは、大学図書館が運用する「椋山女学園大学学術機関リポジトリ」サイトにリンクしている。専任教員の論文等の研究・教育成果物をオープンアクセスするとともに、学術研究の向上に資するために支給する学内競争的研究費である「学園研究費助成金」の成果について、すべての「研究成果報告書」を年度ごとに公開している。また、定期刊行物としては、毎年『椋山女学園大学研究論集』及び各学部の紀要を作成し、機関リポジトリで公開している。令和7年度も同様に、研究成果を公表し、社会に広く還元していく。

また、令和7年度までに機関リポジトリを有する全ての大学等に対して策定が求められている研究データポリシーに関連した研究者情報基盤の整備に関連の他部署と連携しながら進める。

4. 若手研究者の受入れ

令和5年10月1日から大学初の研究機関として設置された人間学・ジェンダー研究センターの新たな事業の1つとして、若手研究者の受入れを行っている。令和7年度も令和6年度に引き続いて特別研究員（PD・RPD）及び特任助教の受入れを予定している。

特別研究員（PD・RPD）については、独立行政法人日本学術振興会研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業の登録機関として、より安心して研究に専念できる環境を確保しながら若手研究者の育成を行う。

特任助教については、科学研究費助成事業等のプロジェクト等において教育研究に従事する若手研究者として、研究に専念できる環境を確保しながら育成を行う。

V. 国際交流

1. 国際交流

令和7年度は「国際化ビジョン」（2022年～2026年）の4年目の年であり、過去3年間に積み上げてきたことを踏まえ、最終目標である「国際化ビジョン」で謳っていることを形にする年と捉える。「国際化ビジョン」に掲げている各項目に則して、令和7年度の国際交流を以下のとおり推進する。

1点目に「各種海外留学プログラム再開とその促進」については、海外短期研修プログラムを安全かつ安心して実施できるよう、本学と包括契約締結している保険会社の海外旅行保険の利用を徹底させるべく指導を行うなど、令和6年度は国際交流センターにおいて全学部の各種プログラムの後方支援を行った。こうした全学部のプログラムを見渡す後方支援は、令和7年度も継続していく。また、留学に必要な語学試験を知らないコロナ禍以降の入学生のために、夏季（8月）と冬季（1月）に2回実施しているTOEFLやIELTSの短期集中対策講座の実施を令和7年度も継続する。「交換留学」や「派遣留学」に応募する学生数の増加を図るため、TOPIK（韓国語能力試験）の対策講座も併せて開講する。また、2025年度秋派遣の「交換留学」「派遣遊学」への応募者がゼロであったことを踏まえ、留学制度の見直しを行う。

2点目に「協定大学の増加を推進」については、令和6年度には韓国のソウル女子大学校と木浦国立大学校（木浦国立大学校とは本年度内に締結完了の予定、2025年2月現在）、そしてタイのモンクット王工科大学ラートクランバン校との協定を締結した。既存の協定校との関係性の維持・強化については、受入交換留学生の誘致を目的に積極的に協定校を訪問し、本学の広報活動を展開した結果、訪問先協定校からの受入交換留学生数が増加した。令和7年度は北米を中心に「派遣留学」の協定校を順次訪問し、関係性の維持・強化を図るとともに、「交換留学」「派遣留学」の協定締結先の拡大を行う。

3点目に「英語で受けられる授業の充実」に向けて、令和7年度は留学生を授業に受入れやすい環境を整えることを検討する。令和6年度は、そうした取組の先駆けとして、受入交換留学生の学部科目の履修を全学的に周知した。また、これまでは講義科目が中心であったが、今後は実技・実習系科目にまで広げ、受入交換留学生の幅広い履修を推し進めていく。

4点目の「日本語教育プログラムの充実と拡大」については、令和6年度から「日本語」の授業レベルの細分化（「初級」の設置）や、学部の授業を履修するにはまだ日本語の力不足である学生に向けて、英語圏の大学にある「ファンデーション・コース（大学入学準備科目）」のような科目として「日本事情A/B/C/D」といった科目を「国際交流科目」として加え、カリキュラム改編を行った。この結果、受入交換留学生から、高い評価を得ることができた。令和7年度も新カリキュラムのもと、受入交換留学生にとって満足度の高い授業が提供できるよう、推し進めていく。こうした留学生教育に関わる業務を担当していた、現留学生教育コーディネーターが令和6年度末に退職することに伴い、令和7年度は非常勤講師による3名態勢で留学生教育コーディネーターの業務を行っていく。また令和6年度は、協定校からの短期受入プログラムである「ショートプログラム」において30名が参加した。令和7年度も令和6年度と同様の参加者数が見込めるよう、協定校への広報活動と働きかけを行っていく。「英語で受けられる授業の充実」と「日本語教育プログラムの充実と拡大」によってキャンパス内の留学生の増加を図る。

5点目に「留学生教育と研究機関としての国際交流センター」に関しては、令和7年度は個人の信念や経験、価値観を測定するツールであるBEVI（Beliefs, Events, and Values Inventory）を用いて異文化適応力や内的成長の変化を渡航前・留学中・帰国後の3つの時点で比較検証する。また語学力の伸長変化についても、渡航前と帰国後で調査を行い、留学のもたらす外国語運用能力の効果測定を行う。

6点目に、「国際化ビジョン」の5か年計画の最終的なゴールとして、「本学学生のグローバル・マインドの育成」を掲げている。令和7年度は受入交換留学生が恒常的に約20名を迎え入れることを目標に、協定校への積極的な働きかけを展開する。また、新たな協定校の開拓や「ショートプログラム（サマー／ウィンター）」の実施など、キャンパス内にこれまで以上に留学生を迎え入れられるように取り組む。こうした取組

に加えて、令和8年度から私費留学生の全学的な受入れも計画されており、キャンパス内に留学生の姿が当たり前のようにある環境を作ることで、本学の日本人学生がグローバルなマインドを持てるようになるきっかけにしていく。

2. 留学生支援

留学生への履修及び学修支援として、国際コミュニケーション学部（現、外国語学部）で開かれている「英語で行われる授業（外国人教員による英語学習のための授業や日本人教員による専門科目の授業）」は、私費外国人留学生、受入交換留学生にも開放されている。十分な日本語能力を有する学生は、各学部で開講されている通常の授業も授業担当者の許可があれば履修できるようになっている。令和6年度に、受入交換留学生の学部で開講されている授業科目の履修について全学部に周知した。これまで講義科目が中心であったが、今後は実技・実習系科目にまで広げ、受入交換留学生の履修を進めていく。学部の授業を受けるにはまだ日本語の力が十分でない留学生のために、「日本語」の授業レベルの細分化（「初級」の設置）や英語圏の大学にある「ファンデーション・コース（大学入学準備科目）」のような科目として「日本事情A/B/C/D」を「国際交流科目」の中に設けるカリキュラムを令和6年度に始めた。令和7年度もこの新カリキュラムの下、受入交換留学生にとって満足度の高い授業を提供できるように推し進めていく。また、令和8年度から受入れが始まる私費留学生にも対応できるよう、カリキュラムのメンテナンスを行う。

留学において語学力は欠かすことのできない要素であることから、本学で受け入れている受入交換留学生的場合は日本語、本学から協定校に派遣している交換・派遣留学生的場合は英語や中国語、韓国語といった留学先国で使われている言語の効果測定を行う。また、留学による人間的成長については、BEVIを受検させ、渡航前・留学中・帰国後の3つの時点で比較検証し、異文化適応力や内的成長の変化を測定し、留学がもたらす語学力とは別の側面の効果測定を行う。

これまでも受入交換留学生在が日本企業で社会経験と就業体験ができるよう、希望する職種や業種でのインターンシップの機会を提供してきた。令和7年度もこれまでと同様に、キャリア育成センターの協力のもと実施する。また、受入交換留学生在が学内外で日本の伝統文化に触れられるよう、様々な日本文化及び日本社会を体験できる機会の提供をする。例えば、地域社会（長久手市）との文化交流連携として「ホームビジット/ステイ」を行い、受入交換留学生在に日本の家庭生活を体験する機会を提供している。令和7年度もこれまでと同様、留学生の教育と生活の両面から留学生を支えていく。受入交換留学生の学修や日常生活全般での支援を行う「スタディ・メイト」や「留学生サポーターズ」を募集しており、令和7年度もこうした学生が主体となる活動を支援していく。

「交換留学」「派遣留学」のほかに、「認定留学」がある。学生にとっては交換・派遣留学以外で留学に行き、かつ4年間で卒業できる留学制度である「認定留学」を、令和7年度も推し進めていく。

留学生への財政的支援として、令和7年度も本学から海外に留学する学生に対し、「椙山女学園大学振興会海外留学奨学金」を給付する。また、本学で迎え入れている受入交換留学生には、「椙山女学園大学受入交換留学生特別奨励金」の給付を行う。こうした本学内の奨学金に加え、競争的外部資金による奨学金の獲得については、国際交流センター所管の「派遣留学」で出発する学生に対して、その経済的支援策の1つとして、日本学生支援機構（JASSO）による留学支援制度に応募する。令和7年度もこうした競争的外部資金による給付型奨学金の獲得を推し進め、派遣・受入を含む本学の留学生全体を財政的に支援できるようにしていく。

VI. 学術情報

1. 図書館

(1) 館内環境等の整備

中央図書館の令和6年度の書架サイン整備（令和元年度からの5年計画、令和2年度分は未実施）は、

事業を完了した。令和7年度は、主に文学関係の図書を排架している88号館の天井工事を行い、図書館の環境整備を行う。

(2) 利用者サービスの推進

電子資料の利用環境改善として、データベースについて令和6年度は、「朝日新聞クロスサーチ（旧聞蔵Ⅱビジュアル）」の利用アクセス数を無制限にした。令和7年度は、引き続きデータベース利用者の利便性を高めていく。外国雑誌購読については、令和7年度は、Wileyのコアコレクション（22タイトル）を一旦解約し、予算を確保した上で、他の版元のタイトルの電子ジャーナルへの移行についても調整を進めていき、各学部の要望に基づいて厳選していく。また、電子書籍のプラットフォームとして、和書（Maruzen eBook Library、KinoDen）、洋書（ProQuest Ebook Central）が整備されているため、各プラットフォームで閲覧できるタイトル数の増加を進める。

(3) 書架狭隘化対策の具現化

令和6年度は、これまでと同様に返還研究費図書及び複本図書の除籍を行い、電子書籍の購入を進めた。令和7年度は、更に電子書籍の購入タイトル数の増加を図り、複本図書の除籍、利用頻度が低い図書資料の88号館への移動により排架する図書の調整を進める。

(4) 学生ライブラリー・サポーター制度の活性化

コロナ禍のため、2年間活動を中止していた学生ライブラリー・サポーターについて、令和4年度から再開し、令和6年度は、9名の学生がサポーターとして図書館内での活動（図書館内の装飾・展示・POP、ブックカバーやしおりの作成等）を行った。令和7年度は、図書館内での活動を継続するとともに、学外での活動について、学生の意向に基づき進める。

(5) 学術機関リポジトリの推進

本学で刊行される紀要は、全て電子版となった。紀要の電子版は、椙山女学園大学学術機関リポジトリへの登録となるので、登録に係る処理を迅速に進める。また、アクセス数やダウンロード数の集計結果を定期的に提示することで、教員のコンテンツ提供への関心を高め、コンテンツ数増に努める。

(6) 地域社会との連携の推進

令和6年度は、利用制限をすることなく一般女性への開放を進め、女子高校生・中学生を対象に図書館を通年開放した。令和7年度も取組を継続し、連携協定を締結している名古屋市立図書館及び日進市立図書館等に案内チラシ・ポスターを掲示することに加えて、ウェブサイトを通してアナウンスを行うことで、広報の強化に努める。

(7) 非来館型サービスの充実

非来館型サービスを充実するため、利用者のいる場所（①図書館内、②図書館外の学内、③学外）で提供するサービスを整理する。

(8) ラーニングコモンズの利用

令和6年度は、コロナ禍以前のようにラーニングコモンズの利用を制限せず、図書館の利用ガイダンス、授業やゼミ活動で利用された。令和7年度は、これまでの利用に加えて、学生の主体的な学修や課外活動等に利用してもらえるように対応していく。

2. 情報環境

情報リテラシーガイドラインに基づく情報リテラシー教育の展開及び情報リテラシー力向上のための環境構築を進めることにより、学生の情報教育を推進する。

(1) 令和4年度から全面実施された高校の情報化「情報Ⅰ」（プログラミングを含む必須科目）や、より高度な内容を含む「情報Ⅱ」（選択科目）を履修した学生に対応した情報リテラシー教育の在り方・授業内容について検討する。

(2) 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度に向けた科目として、令和6年度後期科目の「AI・データと社会」がスタートした。次年度に向けた学生への広報の仕方を検討し、当該科目の自己点

検・評価を行う。

- (3) 情報リテラシーの共通化については、情報リテラシー1科目を必修化し、全学的に実施するとともに、入学者のレベルに配慮した授業の展開のためT S（ティーチングスタッフ）の配置を強化しており、本学学部学生による情報S A（情報 Student Assistant）の配置も一部学部で実施され、情報教育の充実が進められている。令和7年度は、引き続き情報S Aの拡大展開と教育内容の見直しを行い、充実を図る。
- (4) 令和6年度は看護学部のP C教室を改修し、ラーニングコモンズ化を実施した。生活科学部、情報社会学部、教育学部の一部P C教室では、B Y O Dでの印刷にも対応した。また、情報社会学部1年生にB Y O Dを導入し、B Y O Dによる授業を実施した。令和7年度は引き続き、各学部のP C教室の環境、利用状況を踏まえ、B Y O Dの導入が妥当な学部・学科を検証し、ネットワーク環境及びP C環境の整備について検討する。
- (5) I Tパスポート試験の自主学習ソフトを導入するなど、自主学習用プログラムの導入による情報関連資格の自主学習環境の整備により、学生の更なるスキルアップ向上を図ってきた。また、M O S（Microsoft Office Specialist）試験の自主学習ソフトについても、上位資格を目指す学生にも対応できるように整備してきた。令和7年度は、利用促進を図るとともに、資格取得へのサポート体制を強化する。
- (6) 情報系資格取得のための試験対策講座については、I Tパスポート試験対策講座を継続実施する中で、試験対策用の自主学習ソフトを導入し、資格取得へのサポート体制を強化してきた。I Tパスポート試験の上位試験である基本情報技術者試験の対策講座を実施するほか、情報セキュリティマネジメント試験の対策講座も行っている。令和6年度は、受講生の拡大とともに講座参加率の向上を目指してサポート体制の強化を図った。令和7年度は、学生のモチベーションが低下しないように講義内容を見直すなど、合格率向上を図る。また、資格取得教材の電子書籍、サブスクリプションの活用を検討する。

VII. 社会貢献・社会連携事業

1. 社会連携・地域連携

本学は、平成24年度に締結した日進市との包括連携協定により、「まちづくり、教育、文化振興など、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応及び地域交流の活性化に寄与するため」に幅広い分野で日進市との連携事業を展開している。また、平成27年度には「東山総合公園との連携と協力に関する協定」、平成29年度には「農林水産省東海農政局と椋山女学園大学との連携に関する覚書」「奈良県御杖村、スィーパトゥム大学との木造建築システムに関する合意」、令和元年度には「名古屋市千種区役所との連携協力に関する協定」「東山遊園株式会社との連携に関する協定」を締結するなど、大学と地域との連携を推進してきた。令和7年度は、令和5年度から連携を始めた東郷町との協定締結を目指し、実績作りを進めていく。

千種区役所との連携事業としている教養教育科目「生活と防災」の講義の千種区民向けの開放については、令和6年度から名古屋市全区の女性向けに対象を拡大し、防災に対する意識を学生と共に学ぶ機会を提供した。令和7年度もこの取組を継続する。

星が丘エリアでは、連携協定を締結している星が丘テラスを運営する東山遊園株式会社との連携を進め、更に星が丘のまちづくりの一翼を担っていく。

日進市との連携では包括連携協定に基づき人間関係学部を中心に様々な分野で協力をしており、日進市市民に対する人間関係学部教員による連携講座をはじめとして、平成25年6月に学部独自で「地域連携ユニット」を立ち上げ、全学的に実施される行事についても、地域との協働関係構築に努めている。また、日進市が行う「にしん市民まつり」「にしんわいわいフェスティバル」などにおいては、学生ボランティアを派遣するなど協力を例年行っている。令和7年度もこれらの活動を継続していく。そのほか、近接する中日青葉学園とは日進グラウンドの使用について、大学の施設開放の一環として無償貸与契約を交わしており、令和7年度においても契約を延長予定である。同学園は、複合型児童福祉施設として中日新聞社会事業団が設

置しており、教育職員免許や社会福祉士受験資格に関して本学学生の実習受入れのほか、臨床心理相談等を請け負っており、今後も協力関係を維持する予定である。

椋山女学園大学臨床心理相談室は、本学教員の臨床心理学に関する学識及び経験を広く地域の方々へ提供し、併せて本学における研究及び本学大学院生の教育訓練に資することを目的とした施設であり、地域・社会からの要請に応え、地域及び社会の活性化、持続的発展等に貢献することを目的として、主に次の業務を行っている。

- (1) 公認心理師・臨床心理士及び大学院生が、地域の皆さまの心の問題について相談・援助活動を行う。
- (2) 臨床心理学の専門家として人の心とその健康について実践的な研究を深め、地域住民への啓発を行う。
- (3) 公認心理師・臨床心理士の養成を行う。
- (4) 地域の機関と連携し、教育・福祉関係施設における幼児・児童・生徒の支援を行う。

上記に基づき、令和6年度の事業計画に記した業務を概ね適切に遂行することができた。臨床心理相談室の相談件数は、コロナ禍以降1,893件と2,000件を割っていたこともあったが、令和5年度には2,011件となった。実績を維持できるよう、臨床心理相談室の体制を整えた。また、令和6年度から、すべての相談員・実習員がケース報告を行うことにより、1年間の臨床実践と記録の保存を確認する体制を整えた。今後はこの体制を維持・定着させていく。

令和7年度は、臨床心理相談室主催講演会の開催を計画するとともに、日進市教育委員会との連携、中日新聞社会事業団・中日青葉学園との連携を更に発展させることが可能かを検討する。

社会連携センターでは、地域・社会からの要請に応え、地域及び社会の活性化、持続的発展等に貢献することを目的として、主に次の業務を行っている。

- ①行政機関、産業界、NPO法人等（以下、「地域・社会」という。）との連携に係る総合窓口に関すること。
- ②地域・社会の諸活動に対する専門的な支援に関する企画、調整、実施及び検証に関すること。
- ③その他地域・社会連携に関すること。

令和6年度は、各部署や教員等が個別に行う連携活動について、社会連携センターが調整や協力を行った。また、企業等からの連携依頼については、学生や学部・研究室との調整を進めた。

令和7年度は、令和6年4月に本学の定めた「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、地域・社会の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）とのマッチングを図り、課題解決を目指すプロジェクト型学習（PBL）として社会連携に関する活動をより活性化させていく。また、教員の社会連携に関する活動の情報収集を行い、適宜、学内外に発信する。

人間学・ジェンダー研究センターの令和7年度の地域連携活動としては、人間講座及び椋山フォーラムを予定している。人間講座は、人間学及びジェンダー論に関するテーマで4回程度開催する。椋山フォーラムは、学外の著名な研究者を招へいし、人間学・ジェンダー研究センター主催としては年1回開催している。様々な専門分野の知見を得ることで本センターの研究活動の進展や学外とのネットワークの広がりによる研究活動の活性化を図り、名古屋市をはじめとした近隣の地区のみならず、人間講座よりも対象エリアを拡大して広報活動を行うとともに、一般公開することによって社会貢献を図るものである。令和7年度も人間学・ジェンダー研究センターが「知の拠点」となるに相応しい内容で講演会を行う。

令和6年度に大学に設置したトータルライフデザインセンターを構成する食と健康ユニットでは、社会貢献の一環として、令和6年度に引き続き、令和7年度も人間学・ジェンダー研究センター同様に椋山フォーラム（食と健康に関する講演会）を食品関連企業の協賛を得ながら実施する。また、令和6年度は千種生涯学習センターとの共催講座「世界の文化と食を学ぼう！」を実施した。令和7年度も同センターとの共催講座を引き続き実施し、より多くの地域の方々に学ぶ機会を提供する。

教育連携ユニットでは、その事業の1つとして、地域の子育て中の親子が「大切にされること」や「仲間と支え合う喜び」を実感し、子育てや子育ての「頑張りを認められる」よう、子育ての楽しさを共有し、実感できるよう子育て支援を行っていく。そのために、令和6年度から、名古屋市地域子育て支援拠点「すぎばーく」を教育学部棟のG階に設置し、その事業運営を始めた。令和7年度は、子育て支援に関する講座や

各種イベントの充実を図り、それらを通じてこれまで以上に地域の子育て中の親子に支持される拠点であり続けることを目指す。また、他の子育て支援拠点等との連携強化を図る。

2. 教育研究連携（高大接続等）

平成26年度以降、高大連携協定校を拡大してきた。愛知県高等学校家庭科部会とも連携協定を締結しており、令和4年度に三重県の海星高等学校と締結し10校となっている。

令和7年度は、引き続き高大連携協定校との関係強化を図り、新たな取組として協定校の卒業生との懇談会などのイベントを企画する。また、本学卒業生が活躍する公立高等学校の専門学科や私立高等学校との連携が可能となるよう調査や交渉を行い、高校訪問などの機会を通して高大連携協定校のニーズの把握に努め、実現可能な連携事業の内容や実施方法を探る。

併設校である椋山女学園高等学校との関係においては、大学の学生募集全般として、今後長期的に続く受験人口減少の中で、女子総合学園として内部進学を確保できる点で非常に大きな意味を持つ。しかしながら、近年、併設校からの内部進学者の減少が続いている。この要因は、他大学の指定校推薦の増加などが考えられる。そこで、令和6年度前期に行った生活科学部と教育学部での授業への参加を、後期から全学的に展開し新たな高大連携事業として進めている。そのほか、入学前の科目履修による単位認定の制度準備も進めている。また、令和5年度から椋山女学園中学校保護者対象に「中大連携企画」を実施しており、令和7年度はオープンキャンパスと連動し、より魅力的な行事として定着させる。

広い視野と継続的観点から、双方にとって、より有益となるよう、令和7年度も引き続き、併設校と大学との間の情報提供・交換を密に行う。高大連携協定校との協定を活かした事業を実施し、高大接続の強化を図る。

また、トータルライフデザインセンターの教育連携ユニットでは、併設の高等学校や連携協定を締結している高等学校と連携し、ヒアリングを行っている。変化の激しい現代社会に対応し、横断的・総合的な学習を通して、能動的に課題を解決し、自己の生き方を構築できる資質や能力を養成するための「探究学習」への支援を推進していく。さらに、トータルライフデザインの基礎をなす「人間教育」の体系化と教育方法論の探求を進めるため、併設校及び併設園との協働をより重視する。また、2024年4月から開設した名古屋市地域子育て支援拠点「すぎぱーく」では、引き続き子育て支援などの活動に取り組んでいく。

同センターの食と健康ユニットでは、大学と併設の各学校との連携や外部諸団体と連携した食育授業を実施し、『食に関する力（知識、技術、行動など）』の向上に取り組む。具体的には、学食のヘルシーメニューの改善や併設の高等学校又は小学校と名古屋中央卸売市場北部市場をはじめとした外部諸団体との連携による食育授業の実施等、学校間連携や産学連携を意識した食育活動を行っていく。

3. リカレント教育

令和6年度から発足したトータルライフデザインセンター「ライフデザインカレッジ」では、4つの講座カテゴリで講座を行っている。

- (1) 生涯学習プログラム「オープンアカデミー講座」
- (2) 資格検定試験対策だけに留まらず、キャリアチェンジや再就職等にも生かせるビジネススキルの習得を目指す「キャリアアップ講座」
- (3) 聴講生よりも簡単な手続きで大学の授業が聴講できる「大学開放講座」
- (4) 女性向けリカレント教育の基盤となる企業と協働で企画する「ライフデザイン講座」

これら4つのカテゴリの各講座を令和7年度も開講する。これらの講座はトータルライフデザインセンター内のリカレント教育ユニットが包括的に女性の社会参画を支援することを目的として、主に社会人女性を対象として提供していく。また、資格取得支援のため、秘書検定やTOEIC I P、マナー・プロトコル等の試験については、学内を試験会場として申請し、団体受験を実施する。

Ⅷ. 学生募集・入試改革

1. 学生募集

令和7年度も受験を控えた高校生、その保護者、高等学校教員などへの情報提供の機会を確保するため、大学展やオープンキャンパスなどの入学広報行事の拡充を進める。

例年は6月以降にオープンキャンパスを開催していたが、令和6年度のオープンキャンパスでは、初めて4月にも開催した。参加者登録はLINEを活用し、年6回の開催にすることで参加者が増加した。令和7年度は、参加者の情報を詳細に分析することにより、オープンキャンパス開催日程を4月20日(日)、6月8日(日)、7月19日(土)、20日(日)、8月23日(土)の5回開催とし、企画内容の見直しを行う。

高校訪問については、本学在学生の約80%が愛知県出身、約95%超が東海3県(愛知、岐阜、三重)の出身であることから、東海三県を重点地域として実施し、併せて出張講義、大学説明会等へ参加する。また、広域の中部地域(長野、福井、石川、富山、静岡)についても、入試情報ページでの情報提供とともに高校訪問も継続して取り組む。令和6年度から大学入試広報の事務職員強化チームや高大連携入学相談アドバイザーによる支援により広報体制を強化しており、令和7年度も引き続き、全学での入試広報体制を継続する。

大学展については、令和6年度から、効果的な会場への参加を計画しており、令和7年度も継続する。

ウェブサイトの「入試情報ページ」は、情報提供及び入学促進のため、継続して仕様改良や情報更新を行い、魅力ある情報発信を行う。

編入学や大学院についても、オープンキャンパスや大学展などでの紹介や指定校の充実を図るなど定員確保に資するための方策について検討する。

2. 入試改革

志願者増加及び継続的・安定的な入学定員の確保に資するため、令和6年度の入試改革を基に、椋山女学園大学中長期計画における大学改革アクションプラン2024の指標により対応策を講じる。

令和6年度(2025年度入試)から取り入れた椋大エール割は、複数回の出願により入学検定料の割引を行う制度であり、総合型選抜や指定校・併設校制推薦入試で活用されている。志願者増につながるため、令和7年度(2026年度入試)も継続していく。

総合型選抜においては、令和6年度(2025年度入試)から「AO選抜」を「総合型選抜(AO選抜)」として見直した。自己表現入試、学科適性入試、探究活動入試として新たな方式を導入したことにより、令和5年度(2024年度入試)以上に受験者を確保することができた。令和7年度(2026年度入試)では、全学部専願制として2日間受験できることをより受験生にわかりやすく周知することや、ワークショップ体験を伴う入試において学部学科の魅力が伝わるような入試に改善することを目指す。

学校推薦型選抜においては、令和6年度(2025年度入試)は実施体制の見直しを行う。令和7年度(2026年度入試)においては入試区分の名称の見直しなどにより、受験生への魅力を高める入試とする。

一般選抜においては、令和5年度(2024年度入試)における本学独自試験の一般入試Aにおいて2教科型、3教科型両方の実施ができる時間割制の具体的な実施体制を導入し、令和7年度(2026年度入試)は3年目となる。このことについて実施体制や入試結果を踏まえた検証を行い、改善が必要な事項については見直しを行う。

そのほか、スクーリングについては平成30年度入試から一部学科において導入している学力補填を目的とする外部通信教育について、令和6年度は教育学部の利用が増えたことで、利用者増加の施策を検討する。また、実施内容についても入学後の不安を取り除くような内容に改善を進める。

出題ミス防止への対応のため、出題体制の検証及び改善策に向けた出題関係者との意見交換や議論を開始し、出題に関する業務内容などについて整理する。

Ⅷ. 管理運営

1. 管理運営体制

本学では、大学運営の課題解決のため「大学協議会」「大学運営会議」及び「教育内容検討会議」を設置し、教学マネジメント体制を強化してきた。大学運営会議では、中長期計画と大学改革アクションプランに基づき、教養教育の共通化・実質化、シラバスの充実、ICTの積極的活用、併設校以外の高等学校も含む高大連携、キャリア育成センターの充実等、様々な大学改革に取り組んできた。

また、各学部の「教育内容検討会議」においても、カリキュラム改正や教育内容の点検、改善が進められている。令和7年度も引き続きPDC Aサイクルに基づき大学改革を推進していく。

2. 内部質保証及び自己点検・評価

令和9年度に第4期認証評価を受審するに当たり、令和6年度に認証評価機関をこれまでの大学基準協会から日本高等教育評価機構に変更することが決まり、新たな評価基準により、令和6年度の自己点検・評価を実施した。令和7年度は、令和6年度の自己点検・評価結果を踏まえ、そこで顕在化した新たな問題点や課題について検証しながら、第4期認証評価受審に向けた早期の段階での準備を進める。令和4年5月に大学協議会の下に、その付託機関として設置された内部質保証推進機構が中心となって自己点検・評価を実施するとともに、学内の教学マネジメント体制の構築や3つのポリシーを踏まえた適切性の検証についても令和6年度同様に外部委員を委嘱して自己点検・評価を継続する。さらに、令和7年度は、この教学マネジメントに関連して、令和6年度に引き続いて、教学面における監査を監事に依頼して実施し、その適切性、有効性をより客観的に評価される仕組みを整える。

また、令和3年度から始まった学外の第三者による外部評価についても、令和7年度は、大学全体、現代マネジメント学部・同研究科、教育学部・同研究科において実施する。

さらに、これらの自己点検・評価の取組の結果は、『自己点検評価書－2025年度－（大学年報 第27号）』としてまとめる。

4. 椋山女学園高等学校・中学校に関する事項

I. 令和7年度の基本方針

保育園から大学・大学院までを有する女子総合学園の中学校・高等学校としての位置付けを明確にし、教育活動における「人間になろう」の教育理念の具現化を目指し、生徒・保護者の期待に応える「自律と自己実現」の育成と魅力ある教育活動を展開する。

- (1) 中学校・高等学校6年間の学びにおける「中高グランドデザイン」に基づく、「スクールポリシー」を策定する。学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」と「育てたい生徒像」の実現を目指し、授業内容の改善と生活指導の工夫と充実を図るとともに、6か年の学びの流れを可視化する。
- (2) 学習指導要領によるカリキュラムマネジメントに応じた教育課程の編成及び中学校・高等学校学習評価規準、観点別評価の実施に向けた取組を行う。
- (3) 生徒が主体的に参加・運営ができる行事・生徒会活動・ホームルーム活動の企画を立案する。
- (4) 生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるよう、自律した生活習慣の定着を目指した指導を行う。
- (5) 中学校・高等学校とも学年に応じた生徒の進路意識を啓発し、生徒の希望と現実に応じた進路指導を行う。
- (6) 中学生・高校生の心身の発達に留意し、併設大学のトータルライフデザインセンターと連携して食育教育を実践する。
- (7) SDGsの理念に則って椋山女学園エコ対策推進委員会と連携し、中学校・高等学校で実施可能なエコ対策教育を実践する。
- (8) 併設大学の国際交流センターと連携し、中学校・高等学校の魅力ある国際交流プログラムを企画・実施する。
- (9) 教職員・特別教育支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー・特別支援員による、「生徒教育相談」に関する組織体制により、心の悩みを抱える生徒の実態把握と情報共有を行い、学校生活における生徒支援のサポートを的確に行う。
- (10) いじめの具体的な問題に対応できるよう、中学校・高等学校「いじめ防止対策委員会」を必要に応じて開催し、対応を協議する。
- (11) スポーツ庁が示すガイドラインに準じた「椋山女学園中高部活動ガイドライン」に基づき、本校部活動の方向性を確認する。
- (12) 学習・情報センターとしての図書館の活用による、探究学習を中心とした椋山独自の「新しい学びのスタイル」による学習活動を展開する。
- (13) 総合学園としての将来展望を持った生徒募集政策を、中期的な期間において検討する。アンケート等による学外リサーチデータを分析・活用し、中高の入学者数の安定化を目標に、総務会・入学広報係を中心として、広報活動・募集政策など具体的な活動を計画・実施する。
- (14) 学校の危機管理、防災計画を確立し、生徒・教職員への徹底を図る。
- (15) 私立学校である椋山女学園中学校・高等学校として「社会に開かれた学校づくり」の可能性と方向性について検討する。

II. 教育活動

1. 生徒の自律的な学習習慣の確立と基礎学力の向上

- (1) 生徒の学習意欲を喚起し、定着度に応じた指導を進める。主体的・対話的で深い学びを実現する授業実

践に向けた研究を行う。

- (2) 授業や家庭学習において、安全な運用形態によるICT機器などを活用する。
- (3) 学力分析及び入学から卒業までの生徒の追跡調査を行い、指導法を見直し、工夫する。

2. 学習環境の充実とシラバスの作成

- (1) 中学校の「特別の教科 道徳」の授業実践を更に充実させる。
- (2) 中学校「総合的な学習の時間」について、新学習指導要領で求められる探究的な学習の内容の実践に向け、更なる充実を図るとともに中高6か年を通じた探究プログラムの完成に向けて検討を続ける。
- (3) 令和6年度の各教科指導の反省に基づき、6年間のカリキュラム・ポリシーとシラバスを作成する。
- (4) 時代の求めに応じた中学校・高等学校のカリキュラムを有効なものとするべく、カリキュラムマネジメントの観点から、授業環境・人的配置を含めた効果的な実践に努める。
- (5) 全教室Wi-Fi環境による、生徒1人1台のデバイスによる対面学習とオンライン学習を両立させたハイブリッド学習の実施に向けた具体的な取組を進化させる。

3. 教員の指導力の向上

- (1) 職務経験年数や実態に応じた職員研修や探究関連の研修の機会を増やすとともに、教科会での研修報告や公開授業等を通して、教師としての指導力を向上させる。
- (2) 教員間の共通理解による教科研究・協働実践を高め合うことが可能な環境づくりを行う。
- (3) 生活・学習指導における指導法の研究を行う。

4. 「人間になろう」の教育理念の下に行う特色ある教育

- (1) 中学校の「総合的な学習の時間」、高等学校の「総合的な探究の時間」での探究的な学びを通して、「人間になろう」を追究する。高等学校での企業間連携に関する新たな探究プログラムへの取組により、社会とのつながりを意識した、課題発見と問題解決のよりよい学びの機会とする。
- (2) 修学旅行・校外学習等の行事に際しては、事前研究を行い、現地での講話・体験等を重視する。また、事後報告、レポート作成等本校独自の学習活動として位置付ける。
- (3) 実施時期、実施内容を見直しながら芸術鑑賞の機会を設け、情操を育成する。
- (4) 国際理解を深める教育の一環として、オーストラリアの姉妹校ルルド・ヒル・カレッジとの連携を継続する。これまでの異文化交流の総括をもとに、台湾・中国との新たな姉妹校国際交流プログラムなど新たなプログラムを検討し、実施する。また、小中高の連携した学習過程を念頭に入れた英語教育の更なる充実、特色化に向けた検討を進める。
- (5) 学習・情報センターとしての図書館を利用した探究的な学習や読書活動を推進する。
- (6) 本校の特色でもある非認知能力の育成を図り、同時にその力を分析、可視化する試みを検討・実施する。

Ⅲ. 生徒指導

1. 生徒の自主性の育成

- (1) 生徒の主体性を高める場として、生徒会活動及びホームルーム活動の位置付けを確立する。
- (2) スポーツ庁が示すガイドライン等を尊重し、本校らしい部活動の在り方を検討するとともに外部指導員の拡充を推進する。

2. 生活規律の確立

- (1) 自律的生活習慣の定着を図り、基本的な生活規律を確立する。
- (2) 教員・生徒に対して、問題行動への対応と未然防止のための啓発活動を行う。

- (3) hyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）等を活用し、不登校やいじめの防止に努めるとともに、問題が発生又は予見される場合には、必要に応じて教育支援員コーディネーター、特別支援員やスクールカウンセラー、家庭、関係機関等と連携して対応する。
- (4) エコを意識した生徒の自主的な活動を推進する。

IV. 進路指導

1. 高等学校における生徒進路決定のサポート

高等学校では、年次指導計画に従って、進路意識の早期啓発から具体的な志望校・学部学科選びまで、個々の生徒の進路決定に際した適性検査、模試等を利用した指導を行う。

2. 併設大学進学者に対する進学指導

- (1) 令和5年度から始めた高校全学年の希望生徒を対象とした教育学部との連携による授業公開と体験企画は、令和6年度には全学部での実施となった。引き続き、令和7年度も進路啓発の機会として活用する。
- (2) 高校1年次において併設大学の概要の説明会を実施する。高校2年次の1学期は、併設大学の各学部教員による学部説明会を実施する。そして、高校2年次の3学期末に併設大学で模擬授業を体験することで、より明確な学部学科の選択ができるよう指導する。なお、高校2年次の併設大学との高大連携行事については、高大連絡協議会において、行事内容の見直しも含めて、より充実した実施内容を検討する。
- (3) 高校3年次では、学部説明会及び卒業生との懇談会を設定し、進路決定に向けて指導する。
- (4) 夏季休暇を利用し、全校生徒に併設大学のオープンキャンパスへの参加を促すなど総合学園の強みを生かす。進学指導の面で大学・高等学校双方にとって望ましい連携の形を併設大学と模索し、具体化する。

3. 他大学進学者に対する進学指導

他大学への進学希望者に対しては、他大学に進学した卒業生との懇談会の設定を始め、外部進路情報の提供を綿密に行い、必要に応じて学力補充のためのサポートを行う。

4. 中学校における進路指導

併設の高等学校への進学及びそれ以外の進路を希望する生徒に対して、適切な指導を行う。また、併設大学と連携した企画として、令和5年度に、中学校の保護者と生徒を対象に、「中・高・大を接続したキャリアデザインをめざして」をテーマとしたカンファレンスを新たに実施した。中高一貫教育と大学教育との連携、女子総合学園での学びが、一人ひとりの生徒の将来や社会とどのようにつながるのかということを中心に構成したプログラムであり、令和7年度も継続実施する予定である。

V. キャリア教育

本校では、ほとんどの生徒が大学等への進学を希望するため、大学卒業後のキャリア形成を念頭に置いた進路指導と併せて、早期から職業やキャリアについて考える機会を提供している。令和7年度も中学校、高等学校の学習内容と将来の職業分野との関連を考察させるべく、以下の取組を実施する。

(1) 職業適性・学問適性診断の実施

職業調べの取り掛かりとして、高校1年生全員を対象に実施し、将来を見据えた学習意識の向上を目指す。

(2) キャリアセミナーの実施

併設大学のキャリア育成センターとの連携のもと、毎年、高校2年生全員を対象に、様々な分野で活躍する卒業生を招いたキャリアセミナーを実施している。令和7年度も実施予定である。

(3) ライフプランニング講座の実施

生徒たち自身の人生と社会・家族との関わりを見つめる機会として、高校3年生全員を対象に、ライフプランナーである外部講師による講座を実施している。令和7年度も実施予定である。

(4) 幼稚園体験・看護師体験

外部からの機会提供に即応し、高校全学年の希望者を対象に実施している。例年、多数の参加希望者がいるため、令和7年度も積極的に対応する。

(5) インターンシップ

委託業者のコーディネートのもと、高校1年生を対象にインターンシップを実施している。これまでの反省を踏まえ、希望する生徒は全員参加することができるよう調整し、令和7年度も実施予定である。

VI. 安全管理

1. 生徒の安全を確保するための交通安全指導と犯罪防止活動等の実施

- (1) 交通安全・痴漢防止対策等における警察署との連携、生徒への広報活動を推進する。
- (2) 外部者による危険を想定した危機管理マニュアルの周知、防犯訓練の実施、防犯設備・グッズの整備を図る。
- (3) インターネットをはじめ、様々な犯罪に巻き込まれないよう、その危険性を周知徹底し、外部の専門家による講演を実施するなど適切に指導する。

2. 学校防災計画の充実と実施

- (1) 避難訓練を実施し、災害発生時の緊急対応体制を確認し、生徒・教職員への周知を徹底する。
- (2) 保護者と連携し、災害発生時の帰宅方法や連絡方法等の周知を図る。
- (3) 南海トラフ地震に対応するため、必要な防災規準の改正を行う。

VII. 保健管理

1. 学校保健計画の作成と速やかな実施

- (1) 心身の健康管理（健康観察、定期健康診断、疾病予防、感染症予防、救急処置）を実施する。
- (2) 学校環境の衛生的管理（温度、相対湿度、気流、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉塵量、騒音、照度等の測定）を実施する。

2. カウンセリング等の教育相談体制の整備・充実

- (1) 心身に悩みを持つ生徒の実態を把握し、関連部署で協議をしながら指導に当たる。
- (2) カウンセラーや併設大学院人間関係学研究科の学生との連携を図り、指導をより充実させる。
- (3) スクールカウンセラーの組織上の位置付けを明確にし、必要に応じて、いじめ対策防止委員会への出席を要請し、委員会の体制の充実を図る。
- (4) スクールカウンセラーと教員の特別支援教育コーディネーターとの連携、役割分担を明確化させつつ、特別支援員によるサポート体制を確立する。

VIII. 職員研修

教員の教育力向上のための研修参加を推進する。

- (1) 全教員参加の研修会を時期、回数にとらわれず、実施する。
- (2) 校外の対面又はオンラインなど形式を問わず各種研修会（全国私学研究集会、中部私学研究集会、私学

協会経験者研修会等)への参加を推進する。

- (3) 研修補助費等を活用し、教職員の自主的な研修を支援する。
- (4) 新任教職員への研修を適宜実施する。

IX. 保護者・地域住民等との連携・協力活動

1. P T A活動等への協力を通じた保護者との連携

- (1) P T A定例総会を実施する。
- (2) 各学年における保護者会、学級懇談会を実施する。
- (3) P T A研修会、学年企画等を実施する。
- (4) 従来のメール配信に加え、機能が拡充されたクラウドシステムを利用し、保護者との連絡を密にする。

2. 地域住民との連携・協力活動

- (1) 登下校時の通学路や地下鉄のホーム等での適切なマナー指導を行う。
- (2) 学校行事に際して地域住民に理解と協力を依頼する。
- (3) 覚王山地域を知るための総合学習を実施する。

X. 施設設備

1. 特別教室等の有効活用

生徒の主体的な学習支援のため、コンピューター室や講義室、空き教室等を有効活用する。

2. 各種施設・設備の有効活用

- (1) 教室のWi-Fiやプロジェクター等を活用した、効果的なアクティブ・ラーニングやプレゼンテーションを行う。
- (2) タブレット等を含めたICT機器を授業で活用するとともに、全生徒1人1台の端末を有効に活用する。
- (3) 図書館・グラウンド・体育館等、諸施設の安全で有効な使用を促し、ホームルーム活動や部活動の活性化に役立てる。

3. 各種処理ソフトウェアの充実

成績処理システムの有効活用、バージョンアップ等の環境整備を行い、より安定した成績処理、学籍管理システムを検討する。

XI. 図書館活動

1. 学習・情報センターとしての学習活動の支援

- (1) 新入生を対象に図書館メディア・オリエンテーションを実施する。
- (2) 探究的な学習や総合学習「人間になろう」における図書館の利用を促進する。
- (3) 身近な図書館としてレファレンス・サービス等の図書館利用を促進する。

2. 読書センターとしての読書活動の支援

- (1) 読書ノート・図書館利用ガイドを発行する。
- (2) 生徒も主体的に関わる魅力的な選書活動と排架の充実により、生徒の読書活動を推進する。また、図書更新の方針を立てて適宜実施する。

-
- (3) ホームルーム読書会に向けて集団読書テキストを選定する。
 - (4) 「楯中・楯高100冊の本」により読書活動を推進する。

3. ウェブサイトによる蔵書検索の充実

生徒とその保護者、卒業生等が利用できる蔵書検索ページを利用して、貸出を促進する。

XII. 生徒募集計画

1. 本校の魅力の広報・発信

中学校・高等学校別のリーフレットを作成し、学校案内パンフレットやウェブサイト等との連携を充実させ、本校の魅力をアピールする広報活動を展開する。

2. 総合学園としての展望を持った生徒募集政策の策定

学園を取り巻く情勢を様々な機会を利用して情報入手・分析し、入試政策を検討する組織づくりを行う。また、中学校・高等学校の入試の実施形態については常に時代に即した内容を模索していく。過去の入試結果の分析、入学生の追跡調査を行い、募集計画に役立てる。

3. 各種企画の充実

本校の魅力をより効果的に発信するため、オープンスクール・学校説明会・学校見学会・入試説明会の実施回数を含め企画内容を検討する。

5. 椋山女学園大学附属小学校に関する事項

I. 令和7年度の基本方針

本学園教育理念「人間になろう」を教育の根幹におき、小学校校訓「強く、明るく、美しく」の具現を目指した教育の推進と未来志向の視点のもとに、以下のような学校改革及び改善を図る。

- (1) 次のような児童を育成するための教育課程、学習方法の開発
 - ・自ら課題を見つけ、解決に向けて論理的に考え、判断し、行動する児童
 - ・社会・世界と関わり、よりよい人生を送るために、学び続ける児童
 - ・リーダー性をもって協働的に行動し、よりよい社会・世界を形成しようとする児童
- (2) 児童とのふれあいを大切にされた学校運営体制の充実
- (3) 教育課程の充実・改善を図るための学校評価活動の充実

II. 教育活動

1. 教育目的

椋山女学園大学附属小学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」のもとに、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的な教育を行うことを目的とする。

2. 教育方針

- (1) 保育園、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・大学院まで備えた当地方唯一の女子総合学園の一翼を担って一貫教育を推進し、教育の一層の充実を目指す。
- (2) 「人間になろう」の観点から小学校校訓「強く、明るく、美しく」を具体化し、一人一人の個性を尊重し、知・徳・体の調和のとれた心身を育む。
 - ①「強く」
自らの心や身体を鍛え、命と自然を尊び、他者と協働しながらたくましく生き抜く力を培う。
 - ②「明るく」
深く考え、自ら学ぶ態度と基礎・基本の学力を養い、明るく知性に満ちた個性の伸張を図る。
 - ③「美しく」
礼節を重んじ、豊かな情操や芸術性と国際性を養い、思いやりと品位ある生活態度を養う。
- (3) 1学級30名の学級編成を基盤に、15人ずつの少人数指導も取り入れ、個々の児童を大切に、行き届いたきめ細かな指導に努める。
- (4) 「毎日英語」(英語を少人数で毎日実施)と、校外学習(3年生 イングリッシュデー、4年生 郡上の生活、5年生 琵琶湖畔の生活、6年生 修学旅行)に英語を使う活動を取り入れることにより、世界共通言語としての英語によるコミュニケーション力を育成する。同時に、国際性豊かな資質と態度の形成を図る。
- (5) 女子のみでの教育活動の利点を生かし、思いやりと品位があり、社会的貢献ができる人間性豊かな児童を育成する。
- (6) 一部専科制を取り入れ、専門性を生かした指導の充実と併設の中学校・高等学校や大学との連携を図る。
- (7) 新しい時代に向けて社会の要請する取組として設置した椋山女学園アフタースクールでは、放課後の児童たちの安全で安心な居場所としての学童クラブ、新たな拡張的な学びを展開するクリプトメリアンセミナーを実施する。

3. 教育活動

- (1) 学習指導要領に依拠しつつ、本校教育の内容を質的にも向上させ、「生きる力」の深化と定着に努める。
- (2) 全教科等において指導法の改善を図り、学力の向上とともに、児童が自ら学ぶ意欲を高める。また、算数教育での一部自由進路学習や基礎学力の定着を目的としたA Iドリルの活用を試行する。
- (3) 専任講師による英語学習を1年生から毎日、少人数編成で実施し、英語によるコミュニケーション能力を高め、国際理解や国際交流の深化を目指す。また、高学年において、習熟度別授業を試行する。
- (4) 学年ごとにねらいを明確にし、教材等の学習と関連付けた校外学習を実施する(3年生 イングリッシュデー、4年生 郡上の生活、5年生 琵琶湖畔の生活、6年生 諏訪湖の生活・修学旅行等)。また、併設大学の国際交流センターと連携し、留学生を活用した英語プログラムや国際理解教育などを実施し、児童の実践力を高める。
- (5) 書初コンクール、図工作品の展示、縄跳び大会、生活科への日本舞踊の導入、プログラミング教育、プロジェクト型教育の実施等、様々な活躍の場や学びの場を設け、児童の個性の伸張を図る。さらに、学校全体で日本文化への関心を高め、国際的な交流の場における日本や本校のアピールとしても役立つ。また、外部を舞台とした各種コンテストに応募し、発表・実践することを目指す。
- (6) 同学年のみならず、異学年間の学びの場を多く設定し、協働的に学ぶ力やリーダー性の育成を図る。
- (7) グローバルなコミュニケーション能力を高めるために行っている5・6年生希望者対象の短期語学研修(12日間)やターム留学(4週間)を実施する。「毎日英語」での学習を生かし、英語を使う活動や場を設けるなど、学年を越えた児童たちの学習の充実を図る。また、オーストラリアの小学校と姉妹校関係を結ぶことを目指し、交流を深められるようにする。
- (8) 情報を活用し、発信する能力、論理的に考える力を養うため、「総合的な学習の時間」と各教科等の時間を関連させ、様々なICT機器を活用しながら、ICT教育、プログラミング教育を行う。令和3年度から全学年1人1台のiPadを利用できるようにしており、より主体的、実践的に活動が図られるようにする。
- (9) 併設大学と連携したビオトープの再整備、地域のフィールドワークによるプロジェクト等と関連させながら、環境教育に力を入れるとともに、各学年で取り組んでいる内容の位置付けを明確にし、環境教育の統括化と実践化を図る。
- (10) 国際理解教育、環境教育、人権教育、食育等を相互に関連させるとともに、今まで支援交流してきたブルキナファソ、タンザニア等大陸を越えた交流活動をオンラインでのコミュニケーションツールも活用しながら実践する。
- (11) 食育を通して、「健康を守り育てる」「豊かな心を育む」「環境にやさしい」をキーコンセプトにして、健やかな人間の育成を図る。そして、併設大学のトータルライフデザインセンターの「食と健康ユニット」、PTA、業者と連携して、安全で安心な給食を実施する。
- (12) 「朝読書タイム」を設け、学校司書と連携した読書指導を行い、豊かな人間性を養う。
- (13) 椋山女学園アフタースクールの活動内容として、全校児童を対象に次の3つの取組を実施する。
 - ①「学童クラブ」

多様化する家庭の在り方に対応するもので、放課後や長期休業期間に児童を学童クラブで預かり、家庭に代わる安全で安心な居場所を提供する活動である。
 - ②「クリプトメリアンセミナー」

伝統文化・アート・サイエンス・スポーツ・コミュニケーションの5つのコンセプトによって、椋山女学園の教育理念である「人間になろう」の具現を図るものである。
 - ③「スペシャルプログラム」

長期休業期間を中心に、地域、企業、併設の中学校・高等学校、大学等と連携したプログラムを実施する。企業による出張授業、専門講師による講習、併設の中学校・高等学校生徒による部活動体験、

大学教員による授業等の体験プログラム等を行うものである。

Ⅲ. 生活指導

- (1) 生活指導主任と生活指導部の活動をより強化するとともに、hyper-QU（学校生活における児童の意欲や満足度等を測定するアンケート）の活用を図り、予防的生活指導の徹底を図る。
- (2) スクールカウンセラーと協働し、教育相談活動を充実させる。また、併設大学人間関係学部との連携を深める。
- (3) 人に優しい、人の痛みのわかる心温かな情操を育成する。
- (4) 挨拶、言葉遣い、所作等に気をつけ、品位ある生活習慣を身に付けさせる。
- (5) 「早寝、早起き、朝ご飯」等、児童の基本的な生活習慣の浸透を保護者の理解と協力を得ながら推進する。
- (6) 規則を守ってけじめのある生活をし、誇りを持って行動できる児童を育成する。
- (7) 生活指導目標と、朝礼の校長講話、道徳の授業との連携を図り、基本的な生活態度を全校で指導し、定着させる。
- (8) 防災教育、安全教育を警察署や地域の人々の協力も得て実施し、「自らの身を守る」態度形成を図る。
- (9) 情報教育を通し、ネット社会の利便性と危険性を理解させる。

Ⅳ. キャリア教育

- (1) 発達段階に応じた適切な自己理解を促進し、自己の成長に気付かせ、自分の良さや可能性を認め、将来への夢や希望が持てるように賞賛や激励の働きかけに努める。
- (2) 児童会を中心とした「相ニコグッズ」の制作、販売を通じたブルキナファソ支援活動等を通して、現代社会を生きる上で必要な資質・能力となるシティズンシップを育てるキャリア教育を推進する。
- (3) 児童にとって小学校の卒業生は身近に感じる。大学生や社会人になった卒業生の話を聞く機会を設け、児童が自分の将来について考えることができるようにする。
- (4) 栄養教諭を目指す学生の実習の場として小学校を提供する。また、併設大学管理栄養学科の学生にアレルギー対応支援として、小学校に実習ボランティアを依頼する。

Ⅴ. 安全管理

- (1) 「防災計画」「児童の安全確保及び防犯対策」「災害時の措置」等の規程に基づき、適切に対応する。
- (2) 防災・防犯施設の整備・点検の充実を図る。
- (3) 生活安全情報に留意し、登下校メール配信システム「ミマモルメ」を活用する。通学路の安全を確保し、安全教室等を実施することで児童の登下校の防犯意識を高める。また、校内の安全点検に努める。
- (4) 昼間は警備員による校門を中心とした学校周辺の警備、夜間は防犯機器による機械警備を継続する。
- (5) 安全管理に対する教職員の意識を高める研修会を警察署や専門機関と連携を図り、継続的に行う。

Ⅵ. 保健管理

- (1) 本校保健安全計画に基づき、児童の健康管理、安全管理の適正化を図る。
- (2) 児童の病気・怪我等に対する適切な対応について教職員に周知徹底を図る。
- (3) 日常生活で安全に行動できる能力を養うとともに、命を大切にする気持ちを高める。
- (4) 保健室の整理整頓に努め、より適切な運営ができるように保健室の充実と保健関係の広報活動を行う。

Ⅶ. 組織運営

- (1) 機能的で連携の取りやすい運営組織となるよう校務分掌の不断の改善を図る。
- (2) 広報活動を学園と一体になって更に強化していく。ウェブサイトでは「相小ダイアリー」の閲覧が多いことから、記事と写真の公開を素早く日常的に行う。加えて動画の公開にも力を入れ、ウェブサイトの更なる充実を図る。さらに、学校行事等の即時発信のツールとして Instagram にも力を入れる。
- (3) 財政的経営状況の健全化に努める。
- (4) 学校評価を実施し、学校経営の適正化を図る。
- (5) 個人情報の管理について適切に対応する。
- (6) 教員の働き方改革を行い、児童とゆとりをもって触れ合うことのできる環境づくりを行う。

Ⅷ. 職員研修

- (1) 教職員相互の信頼関係と協働性を高め、全教職員が一体となって学校づくりに当たるため、教科書改訂に伴う研修、ハラスメント研修を含め各種研修を実施する。また、教員としての専門性を高めるための研修を充実させ、一人一人の自己開発力を高め教職員の質の更なる向上を図る。
- (2) 私立学校教職員としての誇りを持ち、私学教育の特色を発揮すべく研究研修活動を行い、本校独自の指導実践を工夫する。
- (3) 教員の人材育成、能力開発の観点から、教員のライフステージに沿った研修目標の設定と研修を実施する。また、個々の研修を教職員全体でも共有し、学校全体の組織力も強化していく。
- (4) 全校で共通の研究テーマを設け、テーマの探究、研究授業の実施、研究紀要の作成など主体的な研究活動の実施、外部の専門家の招へい、積極的な研修会の参加など研修活動を活性化する。
- (5) 教員の質的向上を図るために、自己開発の視点から校外での研修や研究活動への参加を推奨する。

Ⅸ. 学校評価

- (1) あらゆる教育課程において、PDCAサイクルの視点を持って、普段から学校運営に全教職員が関わる。
- (2) 第3学期に、全教職員で学校評価を行い、令和8年度の学校計画づくりに生かす。
- (3) PTA活動等からの要望や保護者の意見等を学校改善に生かす。

Ⅹ. 保護者・地域住民等との連携

- (1) 保護者会と個人懇談会を定期的開催し、保護者の学校教育への理解を深めるとともに、保護者・教師間の意思疎通を密にする。
- (2) 保護者とは日常の連絡を密にとることに留意し、相談事にも親身になって応える。
- (3) PTAを学校づくりの重要なパートナーとして位置付け、共に学校改革を推進する。PTAメンバーが主体的に参加する「相小パパの会」「図書ボランティア」等の活動と連携を強化していく。
- (4) 地域からの信頼を高められるよう次の事項に留意する。
 - ① 地域の行事や地域の交通安全活動等に積極的に協力し、参加する。
 - ② 児童の登下校時や地下鉄・バス利用時の態度・マナーの向上を図る。

XI. 施設設備

- (1) 校舎や施設設備を最大限に生かし、教育活動の改革を進める。
- (2) 施設設備の保全・維持・管理の充実に努める。
- (3) 学校内の展示や整理整頓等を工夫する。
- (4) 全教職員が、校内の整備への意識を高め、児童の学習への仕掛けとなるよう空間構成に工夫を凝らし、豊かな校内環境を創出する。

XII. 児童募集計画

- (1) 募集広報活動の充実を図る。マスメディアを利用した広告の効果的な掲載を図る。
- (2) 特色ある独自の授業の実践に努め、積極的にマスメディアを通じて社会に情報を発信する。
- (3) 幼稚園、こども園、保育園、インターナショナルプレスクール等の訪問等を実施し、幼稚園、保育園等とのつながりを強化していく。
- (4) 入試時期や入試方法については、検証しながら改善を進める。
- (5) 広報活動を素早く、日常的にウェブサイト等で行う。また、海外子女教育振興財団が作成する『帰国子女のための学校便覧』に情報掲載を継続していく。
- (6) 在校児童数の多い園・教育施設には入試案内を直接持参するとともに、要請があれば本校についての説明会を適宜行う。

6. 梶山女学園大学附属幼稚園に関する事項

I. 令和7年度の基本方針

令和7年度も、本学園の教育理念である「人間になろう」を根幹とし、80年に及ぶ創立以来の伝統を継承し、新たな時代を見据えた幼稚園として、以下に示す教育方針に沿い、充実した幼児教育を行っていく。

- (1) 健康な心と体（心身ともに健康で明るく、元気に満ちた子どもに育てる。）
- (2) 自己発揮（いろいろなことに興味を持ち、積極的に取り組む子どもに育てる。）
- (3) 人間関係力（友達を大切にし、協力して行動できる子どもに育てる。）
- (4) 道徳性（約束や決まりを守り、思いやりの心を持つ子どもに育てる。）

心身の調和がとれた発達の基礎を培うために「遊び」は重要な学習である。この「遊び」を園舎の環境を生かすことで存分に展開する。保育の可視化を図り、豊かで実り多い経験を重ねることが出来る幼稚園教育を更に推進していく。また、現教育要領を踏まえて「幼稚園教育において育みたい資質・能力」を培うことができる教育を実現し、子どもの発達の観点から外部企業とも提携する。さらに、小学校教育との円滑な接続を行い、大学の様々な専門分野と関わりながら、学園内の各学校・園とも連携した教育・保育を展開する。

また、学年や学級を越えて交流する機会を提供するとともに、保護者の多様なライフスタイルにも対応すべく、預かり保育を拡充している。

保育ドキュメンテーション、預かり保育における課外教室の充実、教員研修の充実については、令和7年度以降も引き続き行っていく。

II. 教育目標・教育課程

1. 学年の目標

- (1) 年少の目標 園生活に慣れ、好きな遊びを通して友達に親しむ。
- (2) 年中の目標 友達との関わり合いを喜び、一緒に遊びを楽しむ。
- (3) 年長の目標 友達とのつながりを深め、目的を持って遊びを進める。

2. 分野別の目標

(1) 運動

身体を動かして遊ぶ楽しさや心地良さを知り、進んで体を動かそうとする意欲を持つ。

- ①年少の目標 身体を動かして遊ぶ楽しさを知る。
- ②年中の目標 身体を動かして遊ぶ楽しさを知り、進んで運動しようとする。
- ③年長の目標 自分なりに目標を持って、進んで運動することを楽しむ。友達と共通の目的を持って競技や運動遊びに取り組み、満足感を味わう。

(2) 食育

食生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付け、食べることを楽しみ、健康な体作りとのつながりを知る。収穫の喜びを知り、調理を通して食べ物への興味・関心を持ち、食べ物、食材を大切にしようとする。

- ①年少の目標 食事に必要な習慣や態度を知り、様々な種類の食べ物や料理を楽しむとともに、食べ物を残さず食べようとする。また、自分たちで植えた野菜を見たり、成長に気付いたりする。
- ②年中の目標 食事に必要な習慣や態度を身に付け、健康と食べ物の関係について関心を持ち、でき

るだけ多くの種類の食べ物や料理を味わい、食べ物を残さず食べる。また、自分たちで植えた野菜を栽培する手伝いをし、その成長を喜ぶ。

- ③年長の目標 自分の健康に関心を持ち、様々な食品をバランス良く食べるとともに、食事に必要なマナーを身に付ける。また、野菜の世話をする楽しさや収穫の喜びを味わうことで、自然の恵みの大切さを知り、生産者への感謝の気持ちを持って食事を味わう。

(3) 人間関係

身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。

- ①年少の目標 身近な人の存在を知り、親しみを持つ。
 ②年中の目標 身近な人に親しみを持ち、関わりを楽しむ。
 ③年長の目標 身近な人との関わりを深め、思いやりを持つ。

(4) 環境

身近な環境に親しみ、自然と触れ合い、様々な事象に興味や関心を持つ。

- ①年少の目標 身近な動植物に興味を持ち、触れて遊ぶ。また、身近な物や資源を大切にしようとする。
 ②年中の目標 身近な動植物に親しみを持って大切にしようとするとともに、自然に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。また、身近な物や資源を大切にしようとする。
 ③年長の目標 身近な動植物に触れる中で生命の大切さを知るとともに、生活の中で自然に触れ、その大きさや美しさ、不思議さ等に気付く。また、身近な物や資源を大切にする。

(5) 言葉

経験したことや考えたことを自分なりの言葉で表現するとともに、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や姿勢を持つ。また、絵本や物語に興味や関心を持つ。

- ①年少の目標 日常生活に必要な言葉が分かるようになり、自分の気持ちを言葉で表現しようとする。また、人の話を聞こうとする。友達との会話を楽しむ。
 ②年中の目標 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わうとともに、人の話を聞こうとする意欲を持つ。また、文字や数字に興味を持つ。
 ③年長の目標 自分の経験したことや考えたことを話し、相手に伝える喜びを味わうとともに、人の話をよく聞き、先生や友達と心を通わせる。また、言葉、文字、時計、物語に興味や関心を持つ。

(6) 表現活動（音楽）

教師や友達と一緒に歌やリズム等の表現遊びを楽しむ。

- ①年少の目標 音楽に親しみ、歌ったり、踊ったり、楽器を使ったりすることを楽しむ。
 ②年中の目標 友達と一緒に歌ったり、踊ったり、リズムに合わせて演奏することや、イメージを膨らませて表現することを楽しむ。
 ③年長の目標 自分なりに歌やリズムのイメージを捉えて表現することや、友達とイメージを共有しながら表現遊びをすることを楽しむ。

(7) 表現活動（制作）

生活の中でイメージを豊かにし、様々な素材・用具を使って、描いたり作ったりすることを楽しむ。

- ①年少の目標 自分の好きなものを描いたり作ったりすることを楽しむ。また、はさみやクレヨン等の用具の使い方を知り、決まりを守って使う。
 ②年中の目標 いろいろな素材に親しみ、イメージを形にしたり絵に描いたりすることを楽しむ。また、素材や用具を目的に合わせて使う。
 ③年長の目標 自分なりにイメージを膨らませ、工夫して作ったり描いたりすることや、友だちとイメージを共有しながら一緒に作品を作ることを楽しむ。また、用具、素材の特徴を生かして使う。

3. 教育課程

(1) プログラミング活動のカリキュラム化

プログラミング活動のカリキュラム化については令和6年度の事例を基に完成させたため、令和7年度からはmT i n yのキットを引き続き利用するとともに、保育の別分野でもプログラミング的思考を生かせるところを模索していく。

(2) 英語経験の充実化

親子海外留学などの可能性については、引き続き検討を行う。また、外国語学部等と連携し、英語に限らない多言語・多文化に触れる機会を与え、グローバル社会に適応する土台を作る。

III. 安全管理・保健管理

(1) 安全計画・危機管理マニュアルを毎年見直し、改善を図る。

(2) 年間に地震4回、火災3回、不審者3回程度の避難訓練を実施する。

(3) 避難訓練時には必要に応じてガードマン、職員、警察にも協力を要請して行う。

(4) 緊急時備品の保管場所を常に明確にし、中身の確認や入替えを計画的に行う。

(5) 自衛消防隊組織・防火管理組織や避難訓練の担当組織を必要に応じて見直し、非常時の備えを常におく。

(6) 教職員の安全対応能力の向上のために、園内研修として訓練を行い、必要に応じて警察署・消防署等の協力を要請する。

(7) 安全な施設・設備を最大限に整えるとともに、教職員がすぐに対応できるよう緊急時の備品は常に身に付けたり、手近な所に常に置くなどして、緊急時に対応できるようにする。

(8) 毎月、最初の日を安全点検の日とし、遊具・設備等を点検表に従って全教職員で園内を隈なく点検し改善を行う。また、怪我の発生については、「ヒヤリ ハット マップ」を生かして発生場所についての共通認識を深めるようにするほか、朝礼時に全教職員で事態を把握する。

(9) 家庭との連携については『椛山・幼稚園の教育』等で入園当初から対応を伝えるほか、訓練実施の都度、協力を要請する。また、保護者向けに災害発生時の園児引き渡し訓練を行う。

(10) 担任、養護教諭等が日常的に子どもの健康観察を行い、異常を感じる場合は保健室で適切な対応をし、必要に応じて保護者への連絡・病院への付き添い等を行う。

(11) 在園中に担任が保護者の代行で与薬する必要がある場合は、「与薬連絡票」によって医師が処方した薬に限って取り扱う。

(12) アレルギーの対応については、可能な限り安全・安心な食品、物品、塗料や清掃剤等を使用する。給食やおやつへの対応は、医師の診断書に基づき、保護者、園、給食業者の三者で面談の上で決定する。

(13) 健康診断や部屋の空気検査等は、定期的に専門機関に依頼して実施する。

(14) 保護者に子どもの健康管理についてのポイントを毎月園だよりで知らせる。

(15) 感染症予防のため、園児の健康チェックを行うとともに、換気、室内清掃、おもちゃ等備品の消毒を定期的に行う。

IV. 保護者との連携

(1) 担任と保護者が、朝と帰りに直接顔を合わせて子どもの様子を伝え合う。

(2) 各部屋の前の連絡板でその日の活動や連絡等を毎日伝える。

(3) 毎月の保育のねらいや計画を月ごとに掲示し、常に目に触れるようにする。

(4) 年間日程を前年度末に保護者に配付し、年間の流れが分かるようにするとともに、「れんらくアプリ」

に最新のスケジュールを反映させ、就労している保護者に活用してもらおう。

- (5) 園だより（月1回）、学年だより（月1回）、クラスだより（随時）等、園からの発信をできるだけ多くして、園の方針や子どもたちの様子を詳しく伝え、保育への理解を図る。
- (6) 保育参観・保育参加・個別懇談会・学級懇談会等を実施し、担任と保護者及び保護者同士の交流を深める。
- (7) 「コミュニケーションボックス」を常時設置し、保護者が随時意見を出せるようにする。
- (8) PTAと教育活動全般にわたって必要に応じて協力・連携し、教育活動をより豊かで安全に行えるようにする。
- (9) 保護者のボランティアにより、子どもの援助・園外活動の付き添い・演奏等を実施する。
- (10) ウェブサイト及びInstagramにて、日々の保育の様子を、写真を織り交ぜて伝える。また、保育中の子どもの活動や学びの様子を写真や説明で提示する「保育ドキュメンテーション」の取組を適宜行う。
- (11) 「れんらくアプリ」により、緊急連絡やアンケート、預かり保育の受付、欠席連絡の受付等を行う。
- (12) 子どもの家庭環境について配慮し、保護者支援を行うとともに、関連諸機関と連携する。
- (13) QRコードにより園児の登降園登録を保護者が行うことで、園児の所在について正確に把握する。

V. 地域への開放・発信・連携

- (1) 講演会（年1～2回実施）への参加を保護者だけではなく、地域の方々へも呼びかける。
- (2) PTA主催の「親子のつどい」には、卒園児に加えて、地域の方々にも参加を呼びかける。
- (3) 地域から本園に寄せられた意見・要望に対して、できる限り応えるよう努力する。
- (4) 地域に子育て情報を発信する。
- (5) 「えほんのへや」を土曜日、夏季・冬季休業中に地域に開放し、貸出しや絵本の読み聞かせを行う。
- (6) 子育て相談について広報し、相談事業を行う。

VI. 教育相談体制

- (1) 園内の教育相談について、担任のほか、園長、教頭がいつでも受入れ可能な準備をする。
- (2) 園外からの相談も受け入れる旨を園外から見える位置に常時掲示し、ウェブサイトで案内を公開する。
- (3) 園の全教員が私学協会認定の「教育相談員」の資格を取得して対応する。

VII. 組織運営

服務監督、情報管理、経理管理については、学園の規程に従い実施する。

VIII. 職員研修

1. 自己研修・園外研修

園外の研修に全員ができるだけ多く参加し、その成果を園内で報告する。

また、毎年年度末に行う、保護者による学校関係者評価を分析し、改善点について協議し、次年度に生かしていく。

2. 園内研修

- (1) 毎日、学年会議を開き、実践上の問題を報告し合い、次の日の実践に生かす。
- (2) 週1回の職員会議において、学年ごとの実践を報告し、全員で共有する。

- (3) 職員会議において、個々の教員の実践を全員で共有する。
- (4) 共通の園内研修課題を決め、それに基づき研究又は研修を行う。その成果について全員参加の協議会で発表・討論を行い、報告書としてまとめる。

IX. 施設設備

- (1) 保育室や園庭の清掃、遊具の点検を毎朝職員で行い、園児が安全に活動できるようにする。
- (2) 専門業者による遊具安全点検を年間2回実施し、必要に応じて補修する。
- (3) 今後、利用増が見込まれる預かり保育の保育室について検討する。
- (4) トイレの整備について引き続き検討する。数や設備がそれぞれの場所でニーズを満たしているのか現状を把握する。

X. 特別支援・他機関との連携

令和7年度も、次のように子どもたちが様々な人と触れ合う機会を設け、また、関係機関との連携を行うことによって教育の充実を図る。

- (1) 併設大学の学生の体験学習の受入れ、併設大学教育学部・人間関係学部の実習生の受入れ
- (2) 県内高等学校の職業体験の受入れ
- (3) 併設中学校生徒による自作のエプロンシアターを携えた訪問の受入れ
- (4) 併設高等学校のフィルハーモニー・オーケストラクラブ演奏鑑賞会の実施、併設大学との教育研究交流
- (5) 中学校の職業体験の受入れ
- (6) 消防署・警察署への訪問
- (7) 名古屋市環境サポーター・東山動物園飼育員による自然教室
- (8) PTA主催による人形劇鑑賞、ミニコンサート、マジックショーの開催
- (9) サンタクロースの来園等の実施
- (10) 年少児・年中児対象の交流会実施等の併設小学校との連携、学校探検及び年長児と小学校1年生との交流会等の学区内にある名古屋市立田代小学校との連携
- (11) サポートが必要な園児の円滑な小学校進学を支援するために小学校との連携
- (12) 保育時間中に園児が怪我をした場合に処置を依頼するなど、近くの医療機関との連携
- (13) 発達に課題がある園児の巡回指導や療育センター等の福祉施設との連携
- (14) 課外教室（英語・体操・サッカー・STEAM Campus）の実施
- (15) ミキハウス（三起商工株式会社）と提携し、足の発達の測定（足の計測会）を実施
- (16) 外部講師による園児向けジェンダー教育実施

XI. 園児募集計画

1. 本園の特徴の広報・発信

- (1) 学園広報課と連携しながら、入園案内パンフレットの作成を行う。また、ウェブサイトをリニューアルして充実させ、教育活動を常時発信する。
- (2) 近隣施設や保育園にパンフレットの設置を依頼し、地域の人々へも周知する。

2. 体験入園・見学者の受入れ

保護者は園を選択するに当たって園見学を重視するため、体験入園を設定している。令和6年度に体験入園の時期の変更を行い、入園説明会後の参加も可能になったことから、令和7年度も令和6年度と同様の時

期に実施し、入園希望者の増加を目指す。

また、足の計測会を地域にも開放し、園内の雰囲気馴染んでもらう機会を設ける。

3. 説明会の実施

- (1) 入園希望者向け説明会において、映像を活用して園生活の様子や教育方針等の理解を図る。
- (2) 説明会後に個別相談の時間を設けて、個々の質問に答え、きめ細かい対応をする。
- (3) 預かり保育の内容について、十分に説明をし、理解を図る。

7. 椋山女学園大学附属椋山こども園に関する事項

I. 令和7年度の基本方針

本学園の教育理念「人間になろう」に基づき、また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の「環境を通して行う教育及び保育」の考え方を踏まえ、園児が安心・安定して園生活を送り、自ら身近な環境に関わるなど自己を十分に発揮して、発達に必要な経験が積み重ねていけるよう、以下の方針に沿って教育・保育を展開していく。

- (1) 健康な心と体（よく食べ、よく眠り、生き生きと遊べる子どもに育てる。）
- (2) 人間関係力（人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を持つ子どもに育てる。）
- (3) 主体性（主体的に物事に取り組み、やり遂げようとする子どもに育てる。）
- (4) 自己表現（のびのびと自己を表現する子どもに育てる。）

併設の大学に隣接する環境を生かし、園児及び保育教諭が多様な経験を積み重ね、質の高い教育・保育を目指していけるよう大学との連携を図っていく。また、幼保連携型認定こども園の社会的役割を果たすために、地域の未就園の親子に子育て支援を行う。

併設の幼稚園、保育園とは、互いに連携を取りながら同じ教育目標の下で教育・保育を進めていく。令和6年度に保育園とこども園との協働で作成した「保育の手順・基準（仮題）」の実証をしていく。

感染症の流行を未然に防ぐため、安心・安全な教育・保育が提供できるよう職員全体で危機管理意識を持ち、対策を講じていく。

II. 教育・保育目標

1. 学年の目標

- (1) 0歳児の目標 生理的欲求を満たし、生活リズムをつかむ。
- (2) 1歳児の目標 行動範囲を広げ、探索活動を盛んにする。
- (3) 2歳児の目標 象徴機能や想像力を広げながら集団生活に参加する。
- (4) 年少児の目標 身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲をもって活動する。
- (5) 年中児の目標 信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする。
- (6) 年長児の目標 集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる。

2. 分野別の目標

- (1) 養護（生命の保持）
 - ① 0歳児の目標 健康や安全に配慮し、一人一人の生活リズムを大切に、生理的欲求を十分に満たす。
 - ② 1歳児の目標 清潔で安全な環境を整え、生理的欲求を満たし、生活リズムの形成を促す。
 - ③ 2歳児の目標 安全で快適な生活環境の中で、身の回りのことを自分でしようとする気持ちを育てる。
 - ④ 年少児の目標 衣服の着脱や食事、排泄など健康な生活に必要な活動を自分でしようとする気持ちが持てるようにする。
 - ⑤ 年中児の目標 健康で安全な生活に必要な基本的な習慣に関心を持ち、自らできることの喜びを感じられるようにする。
 - ⑥ 年長児の目標 健康で安全な生活に必要な習慣を身につけ、自ら考えて行動できるようにする。
就学に向けて、よりよい生活リズムが整うようにする。
生活の流れを見通し、主体的に行動し、自立に向かうようにする。
- (2) 養護（情緒の安定）

- ①0歳児の目標 保育教諭との応答的な関わりの中で、安心して過ごせるように情緒の安定を図る。
- ②1歳児の目標 一人一人の気持ちを理解し、受容することにより、子どもとの信頼関係を深め自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③2歳児の目標 様々な自己主張を受け止め、一人一人の気持ちに共感し、自我の育ちを支える。
- ④年少児の目標 子どもの気持ちや考えを受け止め、自我の形成とともに主体的に行動できるようにする。
- ⑤年中児の目標 自己発揮をする中で、「達成の喜び」や「満足感」を味わい、自信をもって行動できるようにする。
- ⑥年長児の目標 心身の調和と安定により、自信を持って行動できるようにする。

(3) 健康

- ①0歳児の目標 人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。
空腹、満腹、目覚め等のリズムが作られていき、心身ともに安定した状態で園生活を過ごせるようになる。
- ②1歳児の目標 安全で活動しやすい環境の中、保育教諭に見守られながら一人遊びを十分に楽しむ。
身の回りのことを保育教諭と一緒にしようとする気持ちが芽生える。
- ③2歳児の目標 全身を使った運動や手・指先を使った遊びを十分に楽しむ。
保育教諭の見守りの中、身の回りのことを自分でしようとする。
- ④年少児の目標 十分に体を動かし、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ。
生活の流れが分かり、自分でできることは自分でしようとする。
- ⑤年中児の目標 様々な遊びに挑戦し、体の動きが巧みになる。
健康、安全な生活に必要な習慣や態度に関心を持ち、身に付けようとする。
- ⑥年長児の目標 運動遊びに意欲を持ち、目標を持って取り組む。
自分の体に関心を持ち、健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、進んで行動する。

(4) 人間関係

- ①0歳児の目標 特定の保育教諭と愛着関係を築き、安定して過ごせるようになる。
- ②1歳児の目標 保育教諭が見守る中で、身の回りの大人や友達に関心を持ち、関わろうとする。
- ③2歳児の目標 保育教諭や友達と関わって遊ぶ楽しさを知る。
- ④年少児の目標 友達と共感したり、葛藤したりする中で、自分にも相手にも気持ちがあることに気づき、友達と遊ぶ楽しさを知る。
- ⑤年中児の目標 友達の気持ちに気づき、共感し、思いやりの気持ちを持つ。
- ⑥年長児の目標 友達の思いを受け入れ、友達との違いを認めながら協力して物事をやり遂げることの大切さや充実感を味わう。

(5) 環境

- ①0歳児の目標 身近なものに興味や関心を示し、見たり、触れたりする。
- ②1歳児の目標 自然物や身近な用具・玩具に興味を持ち、進んで触れたり試したりして遊ぶ。
- ③2歳児の目標 身近な自然や事象に興味や関心を広げ、探索、模倣をして遊ぶ。
- ④年少児の目標 様々な自然や事象に触れ、興味や関心を持ち、親しみを持って自分から関わろうとする。
- ⑤年中児の目標 様々な自然や事象に触れたりしながら、考え工夫して遊ぶ。
- ⑥年長児の目標 生活の中で、物の性質や数量、図形、文字、時間などに関心を持って関わる。

(6) 言葉

- ①0歳児の目標 喃語などを優しく受け止めてもらい、初語や保育教諭とのやりとりを楽しむ。
- ②1歳児の目標 保育教諭との応答による心地よさや嬉しさを感じ、自分の気持ちを簡単な言葉で伝え

ようとする。

- ③ 2歳児の目標 自分の思いや経験を話そうとし、生活や遊びの中で簡単な言葉でのやりとりを楽しむ。
- ④ 年少児の目標 経験したことや自分の思ったことを言葉で表し、友達とのやりとりを楽しむ。
- ⑤ 年中児の目標 言葉で自分の思いや考えを伝えたり、友達の話の聞いたりしながら、会話の楽しさを味わう。
- ⑥ 年長児の目標 共通の目的に向かって、友達と話し合い、自分の思いを伝えたり相手の話す言葉を聞こうとしたりする意欲や態度を身に付ける。

(7) 表現

- ① 0歳児の目標 保育教諭の声や表情に安心感を覚え、快、不快感を表現し、欲求や要求を表す。
- ② 1歳児の目標 歌、手遊び等を模倣しながら、のびのびと表現し楽しむ。
- ③ 2歳児の目標 保育教諭や友達と一緒に歌ったり、リズムに合わせて身体を動かしたりすることを楽しむ。
- ④ 年少児の目標 様々な素材や用具を使って自分の思うように描いたり、作ったりして遊ぶことを楽しむ。
- ⑤ 年中児の目標 友達と一緒に遊びのイメージを共有しながら、様々な表現を楽しむ。
- ⑥ 年長児の目標 友達と心を通わせ、一緒に表現する過程を楽しむ。

Ⅲ. 安全管理・保健管理

- (1) 月に1回以上の避難訓練（地震、火災等）、様々な状況を想定した隔月の危機管理訓練、半年に1回の不審者対応訓練、年に1回の防災訓練、引渡し訓練を実施し、職員は緊急時に冷静に対応し、子どもの生命を守る行動を取ることができるようにする。
- (2) 毎朝、保育室内、園庭の安全面、衛生面での確認を実施する。
- (3) 感染症対策のため、保育室、トイレ等の清掃はこまめに実施し、おもちゃ、砂場等の消毒は適宜実施する。
- (4) 緊急時備品の保管場所を常に明確にし、中身の確認や入替えを計画的に行う。
- (5) 自衛消防隊組織・防火管理組織や避難訓練の担当組織を必要に応じて見直し、非常時の備えを常におく。
- (6) 職員の安全対応能力の向上のために、園外の研修への参加及び園内での研修を行い、必要に応じて警察署・消防署等の協力を要請する。
- (7) 日ごろから職員は、落下防止、転倒防止策が取られているかを意識する。職員は、すぐに対応できる備品は身に付けたり、手近な所に常に置くなどして、緊急時に対応できるようにする。
- (8) 保育教諭は、登園時に健康観察を行い、いつもと違った様子が見られた場合には、保護者に確認をする。また、養護教諭は毎日、決まった時間に健康観察を行い、異常を感じる場合は速やかに適切な対応をし、必要に応じて保護者への連絡・病院への付き添い等を行う。
- (9) 怪我の発生については、「怪我の報告」に記録し、業務日誌を活用して職員間で情報を共有し、同じ場所、状況等での怪我を防ぐようにする。
- (10) 在園中に保育教諭、養護教諭が保護者の代行業で与薬する必要がある場合は、「与薬連絡票」によって医師が処方した薬に限って取り扱う。
- (11) アレルギー対応については、医師の診断書に基づき、保護者と園の面談の上決定する。食の提供については、可能な限り代替食を提供する。
- (12) 年に2回の園医による健康診断、年に1回の園歯科医による歯科検診や検尿検査を実施し、月に1回の身体測定を実施する。異常があった場合は速やかに保護者に連絡をする。
- (13) 保育環境の検査等は、学校薬剤師により定期的実施する。

-
-
- (14) 保健だよりを発行し、保護者が子どもの安全や健康管理について関心を高めるようにする。
- (15) 様々な感染症対策として、下記の内容に取り組む。
- ①衛生管理・換気について
 - ・園舎内を消毒する。
 - ・各玄関に検温器、アルコール消毒液を設置する。
 - ・保育室の窓は常に開けておく。
 - ・1時間に1回、10分間の定期的な換気を実施する。
 - ・空気清浄機、シーリングファンを常に稼働する。
 - ②園児の登降園の送迎について
 - ・保護者の送迎時の園内での滞在時間削減のため、玄関前でのタブレットによる登降園チェックや保育記録・お知らせ等を掲示する。
 - ③園児の健康管理について
 - ・保育中の健康状態を把握する。
 - ・園児に異常が見られた場合は保護者に連絡し、速やかな対応等を依頼する。
 - ・午睡はできるだけスペースを空けるようにし、咳等の症状がある場合は更に距離を離す、別室に移動するなど他児から速やかに離す配慮を行う。
 - ④行事について
 - ・感染状況に留意し、開催方法、内容を検討する。
 - ⑤職員の健康管理について
 - ・検温、体調チェック、手洗い・うがい、アルコール手指消毒の徹底等、感染防止に努める。
 - ⑥実習生の受入れについて
 - ・大学との連携のもと、安全策を講じた上で実施する。

IV. 保護者との連携

- (1) 保育教諭は、登降園時に保護者と子どもの健康面等について連携をとる。
 - (2) 保護者との連絡にICTを活用する。
 - (3) 毎日のクラス保育の様子がICTで保護者に伝わるようにする。
 - (4) 必要に応じて日々の園児の保育の様子をドキュメントで掲示し、教育・保育内容が保護者に伝わるよう工夫をする。
 - (5) 次年度の年間行事予定を年度末に配付し、保護者が仕事との調整を図りやすくし、園児の成長を園と共に喜び合える関係を構築する。
 - (6) 園だより、クラスだより、保健だより、給食室だよりは毎月配信し、保育内容等や園児の様子を詳しく伝える。
 - (7) 懇談会等を実施し、担任と保護者及び保護者同士の交流を深める機会とする。
 - (8) 保護者会と連携し、協力して園児の育ちを支える。
 - (9) 保護者会主催（保護者会予算）の園児が楽しめる人形劇、演奏会等を実施する。
 - (10) ウェブサイトを活用して、教育・保育の様子を写真等で分かりやすく伝わるようにする。
 - (11) 「れんらくアプリ」により、登降園管理・緊急連絡・欠席連絡の受付等を行う。
 - (12) 子どもの家庭環境について配慮し、保護者支援を行うとともに、必要に応じて関係諸機関と連携する。
 - (13) 行事後の保護者アンケートを実施し、結果については全職員で評価をし、次年度に生かす。
 - (14) 保護者ニーズに基づき「ダンス」の課外講座を実施する。
-
-

V. 地域への開放・発信・連携

- (1) 地域の子育て支援の場「すぎっこ」を定期的（月に2回程度）に多目的室等で実施する。また、その場で必要に応じて子育て相談を実施する。
- (2) 併設大学教育学部の「子育て応援キャラバン隊」・名古屋市地域子育て支援拠点「すぎぱーく」と協働で、子育て支援の場を設ける。
- (3) 地域の子育て広場やサロン等に職員を派遣する。
- (4) 地域の高齢者と関わる機会を持つ。
- (5) 区役所、保健センター、療育センター、民生委員、主任児童委員と連携し、地域に根差していく。
- (6) 「えほんのもり」は「すぎっこ」に来園された方が利用できるようにする。
- (7) 園見学希望者に対して、基本的に火曜日から木曜日までの間で受け入れる。

VI. 子育て支援の体制

- (1) 園内の子育てに関する相談について、担任のほか、園長、副園長、主幹保育教諭が必要に応じて実施する。
- (2) 「すぎっこ」の中で必要に応じて子育ての相談活動を実施する。
- (3) 併設大学教育学部の「子育てキャラバン隊」、名古屋市地域子育て支援拠点「すぎぱーく」と協働して子育て支援を実施する。

VII. 組織運営

就業規則、情報管理、経理管理については、学園全体の規程に従い実施する。

VIII. 職員研修

1. 自己研修・園外研修

研修計画に基づき、名古屋市子ども青少年局保育運営課主催の研修、名古屋保育士会等への研修、全国大会クラスの研修会に職員を派遣させ、又はオンライン研修に参加させ、得た学びや情報を職員間で共有を図り、専門性を高め、園の教育・保育の質の向上に繋げる。

2. 園内研修

- (1) 毎月、保育カンファレンスを実施し、教育・保育の評価反省を行い、教育・保育の質の向上を図るようになる。
- (2) 併設保育園との交流保育を実施し、互いの保育・教育の質の向上に努める。
- (3) 併設保育園との合同研修を実施し、互いに共通理解を図り、同じ目標をもって教育・保育に向かうことができるようになる。
- (4) 併設保育園との保育交流の年間のまとめを作成し、令和7年度に繋がるようにする。
- (5) 他園の見学希望者を受け入れたりと、他園見学に出向いたりして自園の教育・保育の見直しを図る機会を持つ。

IX. 施設設備

- (1) 毎週土曜日は自主点検表に基づいて保育室内、園内、園庭、園周辺の安全確認を実施する。
- (2) 専門業者による遊具安全点検を必要に応じて実施する。

X. 発達支援・他機関との連携

次のように子どもたちがいろいろな人と触れ合う機会を設け、また、関係機関との連携を行うことによって教育・保育の充実を図る。

- (1) 併設大学生活科学部・教育学部・看護学部等の実習生及び見学を受け入れる。
- (2) 併設大学の学生ボランティアを随時受け入れる。
- (3) 併設中学・高校からの職場体験・インターンシップの受入れを実施する。
- (4) 本園を活用した併設大学の授業の受入れを実施する。
- (5) 近隣中学校の職業体験の受入れを実施する。
- (6) 県内高等学校の職業体験の受入れを実施する。
- (7) 警察署員による不審者対応訓練を実施する。
- (8) 名古屋市環境サポーターによる自然教室を実施する。
- (9) 東部地域療育センター、児童発達支援センター等との連携を深め、発達支援の必要な園児の育ちを支える。
- (10) スーパーバイザー制度を活用し、障害児理解を深め、保護者と情報を共有し、園児の育ちを支える。

XI. 園児募集計画

1. 本園の特徴の広報・発信

事務局広報課と連携しながら、入園案内パンフレットの作成を行う。また、ウェブサイト充実させ、教育・保育活動を常時発信する。また、地域の子育て支援の場である「すぎっこ」を月に2回以上の定期開催し、本園への興味に繋げる。

2. 1号認定子どもの受入れ

3歳児・4歳児・5歳児の定員の1割の1号認定子どもの募集についてウェブサイトや園見学で周知に努める。

3. 見学者の受入れ

- (1) 入園希望者の園見学を週1回程度受け入れ、園の方針等を説明し、理解された上で入園申請に臨んでもらえるように丁寧に対応する。
- (2) 園見学者には園の方針、目標、生活について5名前後のグループにして丁寧に対応を実施する。
- (3) 入園希望見学者に保育の実際の感想等を聞き、今後に繋げるようにする。